

第2次大戦終結後の日本の東南アジアへのGHQ占領下の輸出、戦後賠償、海外投資

—1945年の敗戦から1960年代前半までの
日本企業の東南アジア進出の歴史と戦略

丹 野 勲

はじめに

本稿の問題意識は、第2次大戦終結により日本企業の東南アジアの事業は全て喪失したが、その後、日本企業の東南アジアへの輸出や海外投資などによる企業進出はどのような経緯で復活し、発展したかである。また、東南アジアでの日本企業の戦前の事業と戦後の事業とのつながり、関連についても問題意識の中にある。著者は、近年、戦前期の日本企業の東南アジア・南洋進出について、『日本企業の東南アジア進出のルーツと戦略—戦前期南洋での国際経営と日本人移民の歴史』（同文館）、『戦前の南洋日本人移民の歴史—豪州、南洋群島、ニューギニア』（御茶の水書房）という2冊の著書を出版したが、本稿はこれらの研究の戦後の展開についての解明を意図したものである。

戦前期、東南アジアでの日本の民間の海外投資、直接投資による事業としては、明治時代から始まった最も古いものとしては、ゴム栽培、麻栽培、砂糖キビ栽培などの農園、商業、貿易などの事業があり、その後、鉱業開発、製造業、漁業・水産などの投資もあった。規模が大きいものとして、日本の石原産業株式会社によるマレーシアを中心とした鉱山開発、日本の大手企業によるゴム栽培事業などがあった。戦前期には、東南アジアの現地市場や現地日本人での販売を目的とした食品製造や軽工業および商業（商店など）、主に日本への輸出を目的とした鉱業開発やゴム・麻・砂糖キビなどの農園開発、漁

業・水産、林業、貿易業など活発に行われていた。戦時中は、日本が東南アジアのかなりの地域を占領したこともあり、軍の主導による日本企業の各種の鉱山開発なども盛んに行われた。

昭和20（1945）年、日本の敗戦により、日本の東南アジア事業はすべて喪失し、撤退を余儀なくされ、日本人はほとんど引揚げた。戦後、一般日本人（軍人以外の民間人）引揚者は約320万人（軍人を含めると引揚者は約630万人）、その内、東南アジアからの一般日本人引揚者は約5万6千人であった⁽¹⁾。残された東南アジアでの日本の事業のほとんどは、現地政府や現地企業に引き継がれ、戦後の東南アジア諸国の経済発展に貢献した。第2次世界大戦で、日本は約310万人の人命と、国富の約4分の1を失った。敗戦後、国内での解雇者に海外からの復員者が加わり大量の失業者が発生して、生活物資の不足や激しいインフレーションが生じていた。日本は、敗戦により、貿易や海外投資を含めたほぼすべての東南アジアでの事業活動は、GHQの命令・規制のもとにおかれることとなった。

本稿は、終戦の昭和20（1945）年から日本経済が復興し、東南アジアへの貿易や海外投資が開始され、一定の成果を上げるようになった昭和35（1960）年代前半までの約15年間の日本企業の東南アジア進出の歴史と戦略について考察する。その際、戦後進出の大きなきっかけとなり、影響を与えた、GHQ占領下の輸出、戦後賠償、東南アジアへの海外投資の黎明期を中心として論ずる。

第1章 敗戦からGHQ占領、 経済復興と成長の時期

第1節 日本の敗戦とGHQによる占領

ポツダム宣言に基づいて、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ:General Head Quarters）が、日本の占領政策を担うことになった。第2次大戦終結後の昭和20（1945）年から昭和27（1952）年まで、日本は、GHQ（連合国軍総司令部）の占領下にあった。

GHQの命令により、農地改革、財閥解体、労働三法の制定（労働基準法、労働組合法、労使関係調整法）など、経済の民主化が行なわれた。大戦後の日本経済は混乱していたが、日本経済を回復させるために昭和22（1947）年から傾斜生産方式をとり、石炭・鉄鋼・電力・肥料などの基幹産業に重点的に復興金融公庫などの資金や資材を配分し、生産は回復した。GHQは、昭和23（1948）年、均衡予算、徴税強化、復興金融公庫の廃止など9項目からなる経済安定九原則が発令された。この実現のため、GHQ財政顧問ドッジの指導の下に、昭和24（1949）年から厳しい財政引き締め政策（ドッジ・ライン）がとられ、インフレーションは終息した。また、昭和24（1949）年から1米ドル=360円の単一為替レートが設定され、日本は国際市場に復帰した。さらに、同年シャウブ勧告により、税制の合理化と適正化が図られた。

昭和25（1950）年に勃発した朝鮮戦争により、アメリカ軍を中心とする国連軍の特需などで、景気は回復した。昭和24（1949）年と比べ昭和26（1951）年の輸出は2.7倍、鉄工業生産は1.7倍へと急増した。日本は、昭和27（1952）年にIMF（国際通貨基金）に加盟し、同年、日本の1人当たりの実質国民所得がほぼ戦後水準に回復した⁽²⁾。昭和30（1955）年には、GATT（関税と貿易に関する一般協定）に加盟し、国際経済への復帰も進んだ。

本稿では、以下から、終戦から1960年代前半までの戦前初期の日本企業の海外進出について、東南アジアを中心として考察する。

第2節 GHQによる占領時代の日本企業の海外進出—輸出を中心として

日本は、終戦の昭和20（1945）年から昭和27（1952）年まで、GHQの占領下にあった。そのため、日本の貿易は、GHQのもとに商工省の外局として「貿易庁」の国営貿易方式で多くの制約のもと運営された⁽³⁾。すなわち、GHQは、昭和21（1946）年、日本政府に対して輸出入物資の取得・販売に当たる貿易庁を設置し、ここで輸入物資を保管・管理すると同時に、国内業者から輸出物資を買い上げて輸入代金の支払いをした⁽⁴⁾。ただし、海外の業者との輸出入の取引等はGHQの名によってなされ、実質はGHQによる貿易であった。

GHQは、貿易分野において独占的地位にあったとして、昭和22（1947）年、三井物産と三菱商事を解散させ、その清算は昭和25（1950）年に完了した。その後、三井物産と三菱商事は、従業員が独立するなど多数の貿易会社に分かれた⁽⁵⁾。

昭和22（1947）年から、GHQの統制のもとで、民間貿易の一部制限付き再開がなされ、占領下の日本制と意味で「メード・イン・オキュパイド・ジャパン（Made in Occupied Japan）」として輸出が行なわれるようになった。このように昭和22（1947）年の民間貿易再開から昭和27（1952）年の講和条約発効までに製造された輸出製品には、「メード・イン・オキュパイド・ジャパン」と表示された。ただし、昭和24（1949）年、GHQにより“Made in Japan”や“Japan”表示が一部に認められるようになった⁽⁶⁾。

GHQは、昭和23（1948）年頃から、日本の輸出貿易を促進するために、日本の貿易会社の海外支店の設置、輸出信用保険制度、日本政府の海外事務所の設置、などを認めるようになった⁽⁷⁾。日本の貿易はGHQの統制下にありながらも、輸出・輸入といった貿易活動はふたたび活発になってきた。図表1は、終戦（昭和20（1945））—昭和21（1946）年末、昭和22（1947）年、昭和23（1948）年の日本の貿易についてみた

ものである。輸出額・輸入額とも終戦時から増加しているが、輸出より輸入が多いという状況があり、貿易赤字としての入超額がかなり増えている。図表2は、昭和22（1947）年、昭和23（1948）年の日本貿易の品目について戦前期（昭和9年）と比較してその推移をみたもの

である。昭和22（1947）年と昭和23（1948）年の輸出は、各品目別の比重がほぼ戦前の状態に回復している。輸出品（昭和22年度）では、繊維製品が半数以上の第1位で、以下鉱産物・窯業及び金属製品、雑品（含木材・紙）、機械器具類の順である。GHQは、綿製品の輸出を促進することを特に重視し、そのために原材料の原綿の輸入を昭和21（1946）年から再開させた⁽⁸⁾。このように、日本の戦後初期の輸出において、綿製品を中心とした繊維製品は、極めて重要な輸出産業であった。輸出品では、食料の比重がかなり高く、以下繊維類、化学製品・ゴム、鉱産物・窯業品・金属及び機械類の順である。戦前期と比較すると、戦後の食糧難から、食糧品の比重が極めて高くなっている。図表3

図表1 終戦から昭和23年までの日本の貿易

	輸出額 (千ドル)	輸入額 (千ドル)	入超額 (千ドル)
終戦-昭和21年末	103,292	305,393	202,101
昭和22年	173,568	526,130	352,562
昭和23年	258,621	682,612	423,991

(出所：経済安定本部（1949）『経済現状の分析』経済安定本部、17頁。)

図表2 日本の貿易の品目

輸 出		(単位 千ドル)		
		23年1-9月	22年	昭和9年の比率
農水産物・かん詰（含油脂）		7,179 (4.7)	5,717 (3.3)	(7.9)
皮 革 製 品		4,246 (2.8)	345 (0)	—
化 学 製 品 ・ ゴ ム		8,938 (5.9)	4,749 (2.8)	(4.8)
織 維 製 品		85,976 (56.6)	133,499 (76.5)	(58.4)
鉱山物・窯業及金属製品		22,483 (14.8)	14,039 (7.8)	(9.4)
機 械 器 具 類		8,652 (5.7)	7,073 (4.1)	(5.8)
雑品（含木材・紙）		14,577 (9.6)	8,146 (4.7)	(13.7)
合 計		152,051 (100.0)	173,568 (100.0)	(100.0)
輸 入		(単位 千ドル)		
		23年1-9月	22年	昭和9年の比率
食 糧		241,630 (47.0)	307,436 (58.4)	(7.6)
油 脂 類		8,592 (1.7)	5,130 (1.2)	(6.6)
化 学 製 品 ・ ゴ ム		42,059 (8.2)	80,132 (15.4)	(2.5)
織 維 類		124,294 (24.2)	82,823 (15.7)	(43.0)
木 材 ・ 紙 類		1,522 (0.3)	1,780 (0.3)	(3.4)
鉱山物・窯業品・金属及機械類		80,421 (15.7)	48,414 (9.2)	(28.6)
皮 革 類		3,453 (0.6)	221 (0)	(0.9)
そ の 外		11,173 (2.2)	194 (0)	(7.4)
合 計		513,144 (100.0)	526,150 (100.0)	(100.0)

(注) 昭和9年の比率には朝鮮・台湾等に対する移出入を含まない。

(出所：経済安定本部（1949）『経済現状の分析』経済安定本部、18-20頁。)

は、昭和22（1947）年、昭和23（1948）年（1-9月）の日本貿易の地域について戦前期（昭和9年）と比較してみたものである。輸出では、アジア・豪州の比重がかなり高く、次が米国となっている。輸入では、米国の比重が極めて高い状況であった。これは、敗戦後日本は、米国からの各種の援助を受けていたためであろう。

第3節 昭和24（1949）年から単一・固定レート1米ドル360円の設定と輸出入貿易の許可制の廃止

終戦の昭和20（1945）から昭和24（1949）年までの間、外国為替レートは決まっておらず、商品によってレートの違う複数制レートであった。輸出の場合は国内業者に払う価格は国内の市場価格を基準とし、輸入の場合は国際的に適当とされる価格で取引をされた。そのため、輸入における為替レートと輸出における為替レートが相違するという、複数為替レートとなっていた。例えば、輸出商品の円ドルレートは商品によって異なり、1ドル100円から700円程度までであった（平均は331円）⁽⁹⁾。

終戦から4年目の昭和24（1949）年、このような不安定な外国為替レートを改善するために、単一で固定された1米ドルが360円の為替レートを設定した。このような単一・固定レートの設定は、日本の輸出を促進するものであった。1米ドル360円の為替レートは、当時の購

買力平価からすると、円安傾向であったことから、日本企業の輸出には有利に作用した。

GHQは、昭和24（1949）年12月から日本からの輸出の許可制を廃止し、輸出業者はバイヤーと取引商品の数量、価格について直接交渉できるようになった。輸出手続きは原則として、事前許可を受ける必要はなく、戦略物資、食料などを除き、売り手と買い手が自由に契約することができた。この場合、GHQと通産省は輸出契約の事後審査をするに止まった。輸入については、昭和25（1950）年1月から日本からの原則的には輸入の許可制を原則廃止した⁽¹⁰⁾（ただし、為替割当、外貨資金の許可範囲内などを通して制限を受けた）。

第4節 輸出の拡大

終戦後の時期、日本は輸入が多く輸出が少ないため、大幅な貿易赤字の状況であった。1米ドル360円の単一・固定レートを設定した前年の昭和23（1948）年当時の日本の貿易収支をみると、輸入が6億8,300万ドルで輸出が2億5,900万ドルという大幅な貿易赤字であった⁽¹¹⁾。その貿易赤字は、アメリカの援助によって賄われていた。日本政府は、このような貿易赤字の克服、日本経済の回復のため、輸出の促進にも重点を置いた。昭和25（1950）年8月から、日本商社の海外支店や駐在員事務所は、希望先の政府が認めれば、設置できるようになった⁽¹²⁾。

図表3 日本貿易の地域

			米国	その他米州諸国	アジア・豪州	欧州・アフリカ
23年1-9月	金額	輸出	42,400千ドル	2,200千ドル	75,200千ドル	32,300千ドル
		輸入	341,700千ドル	72,000千ドル	76,000千ドル	23,300千ドル
	比率	輸出	27.9%	1.4%	49.4%	21.2%
		輸入	66.5%	14.1%	14.8%	4.5%
22年	比率	輸出	11.6%	0.4%	68.8%	19.2%
		輸入	91.9%	0%	5.9%	2.2%
昭和9年	比率	輸出	18.4%	5.2%	57.5%	18.9%
		輸入	34.2%	3.5%	45.6%	16.7%

（出所：経済安定本部（1949）『経済現状の分析』経済安定本部、20-21頁。）

また、昭和25（1950）年には、政府の信用機関として輸出金融などを目的とする日本輸出入銀行が設立された。

昭和25（1950）年から日本の海外航路の海運がGHQにより許可されるようになった。昭和25（1950）年には大阪商船の南米東岸定期航路、昭和26（1951）年には日本郵船のバンコク定期航路が再開し、その後順次海外定期航路が再開された。昭和28（1953）年には、日本の海運はほぼ戦前の航路を回復した。

図表4は、戦前期（1934-36年平均）及び昭和25（1950）年から昭和28（1953）年までの日本の貿易についてアジア貿易を中心としてみたものである。日本は、単一為替レートを設定したこと、輸出の許可制を廃止したこと、日本商社の海外支店や駐在員事務所の設置が認められたこと、日本経済が回復してきたことなどもあり、昭和26（1951）年頃までは東南アジアなどへの輸出は順調に拡大した。昭和27（1952）年と昭和28（1953）年は輸出がやや停滞した。輸出額を東南アジアの国別にみると、インドネシアが最も金額が多く、ビルマ、タイもかなりの輸出増加がみられた。輸入では、マレー、タイ、インドネシア、フィリピンからの輸入額が多い。これらの東南アジア諸国へは、日本から綿糸・綿製品などの繊維品、鉄鋼製品、機械、車両（鉄道車両など）、化学品（肥料など）、セメント、陶磁器等を輸出し、各国の資源（ゴム、鉄鉱石、ボーキサイト、マニラ麻等）、食料品（米・糖等）、木材などを日本に輸入した。

第2章 戦後賠償による東南アジア進出

第1節 日本の賠償と開発プロジェクト

昭和26（1951）年に米国サンフランシスコで署名された対日平和条約第14条により、日本は、第二次世界大戦で相手国に与えた損害及び苦痛を償うために、賠償を支払う義務を負った。その日本の戦後賠償に関して、対象国、賠償額や期間などの具体的な点は、すべて賠償を請求する国と日本との間の個々の交渉に委ね

られた。ただし、この平和条約では、賠償を要求しうる国は、その現在の領域が日本の軍隊によって占領され、日本によって損害を与えられた国に限られていた。

この条約に従って日本に賠償を請求し交渉を行なったのはフィリピン、ベトナム（当時の南ベトナム）の2カ国であったが、ビルマとインドネシアはそれぞれ個別に日本と賠償協定を結んだ。また中国（国府）とインドは、それぞれ単独の平和条約で賠償請求権を放棄したほか、カンボジアおよびラオスも、それぞれ昭和29（1954）年および昭和32（1957）年、請求権を放棄した。日本が戦後賠償を支払う相手国は、フィリピン、ベトナム、ビルマ、インドネシアの4カ国となった。ただし、賠償請求権を放棄したカンボジア、ラオスに対しても、日本は「準賠償」として無償資金・技術協力の供与を行った。さらに、シンガポール、マレーシア、タイに対してもこのような準賠償に相当する開発援助を行った。

昭和29（1954）年、日本はビルマとの賠償協定が妥結し、日本国とビルマ国との「平和条約」ならびに「賠償及び経済協力に関する協定」が署名され、昭和30（1955）年に発効した（後に、「再検討条項」に基づいて、昭和38（1963）年ビルマへの賠償額を増やすことで合意した）。次いで昭和31（1956）年、フィリピンとの「賠償協定」がマニラで署名され、同年発効された。さらにインドネシアとの「賠償協定」が昭和33（1958）年、ジャカルタにおいて「平和条約」とともに署名され、同年発効した。そして最後にベトナムとの交渉も妥結し、昭和34（1959）年、サイゴンにおいて賠償協定が署名され、昭和35（1960）年に発効した⁽¹³⁾。

図表5は、東南アジア諸国への日本の戦後賠償を表したものである。東南アジア諸国への賠償額は、ビルマが720億円（2億ドル）、フィリピンが1,980億円（5億5,000万ドル）、インドネシアが803億880万円（2億2,308万ドル）、ベトナムが140億4,000万円（3,900万ドル）、ラオスが10億円（300万ドル）、カンボジアが

図表4 日本の対アジア貿易

(単位 金額 百万ドル)

	前前 (1)		1950年		1951年		1952年		1953年			
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%		
輸入総額	950.9	100.0	969.9	100.0	2,044.3	100.0	2,028.2	100.0	2,409.6	100.0		
東南アジア												
インド	} 93.5	9.8	17.8	1.8	52.4	2.6	73.0	3.6	75.1	3.0		
パキスタン			39.0	4.1	102.5	4.6	82.4	4.1	108.0	4.4		
ビルマ			17.7	1.8	30.6	1.4	29.8	1.5	50.2	2.0		
セイロン			0.7	※	0.2	※	1.5	0.1	2.3	0.1	2.2	0.1
マレー			6.5	0.7	39.1	4.1	58.7	2.9	54.3	2.7	50.4	2.0
シンガポール	14.0	1.5	0.3	※	4.1	0.4	6.7	0.3	13.0	0.5		
英領ボルネオ ⁽²⁾	3.2	0.3	3.9	0.4	9.0	0.2	17.2	0.8	21.6	0.9		
香港	0.7	0.1	0.6	※	5.9	0.3	6.8	0.3	7.9	0.3		
フィリピン	7.7	0.8	22.5	2.3	49.6	2.5	51.2	2.5	62.7	2.5		
タイ	1.5	0.2	43.5	4.5	51.0	2.5	62.5	3.1	84.7	3.4		
インドシナ	4.4	0.5	1.6	0.1	2.9	2.1	4.7	0.2	14.7	0.6		
インドネシア	24.7	2.6	13.4	1.4	54.8	0.7	27.5	1.4	48.8	2.0		
合計	157.0	16.5	199.6	20.5	423.0	20.3	418.3	20.6	539.3	22.4		
極東												
中 共	102.1	11.8	39.5	4.1	20.8	1.0	14.9	0.7	29.7	1.2		
朝 鮮	134.4	14.1	16.1	1.7	7.1	0.3	20.2	1.0	8.6	0.3		
台 湾	89.4	9.4	37.9	4.0	53.0	2.6	63.8	3.1	64.0	2.6		
合計	325.9	35.3	93.5	9.8	80.9	3.9	98.9	4.8	102.3	4.1		
輸出総額	928.4	100.0	820.2	100.0	1,354.5	100.0	1,272.9	100.0	1,274.8	100.0		
東南アジア												
インド	} 74.7	8.1	20.3	2.5	51.7	3.8	36.7	2.9	27.4	2.1		
パキスタン			55.6	6.8	117.0	8.6	117.8	9.2	14.9	1.2		
ビルマ			16.3	2.0	18.1	1.4	21.2	1.6	33.1	2.6		
セイロン			4.4	0.5	7.1	0.9	17.4	1.3	17.3	1.3	13.9	1.1
マレー			0.5	※	4.4	0.5	11.6	0.9	11.6	1.8	7.4	0.6
シンガポール	16.5	1.8	13.7	1.7	56.6	4.2	51.5	4.0	32.1	2.5		
英領ボルネオ ⁽²⁾	0.1	※	0.2	※	0.2	※	0.7	※	0.5	※		
香港	13.7	1.5	53.3	6.5	61.6	4.6	80.7	6.3	62.2	4.9		
フィリピン	13.2	1.4	18.3	2.2	36.9	2.7	19.6	1.4	27.5	2.2		
タイ	10.8	1.2	42.6	5.2	45.2	3.3	36.4	2.9	52.6	4.1		
インドシナ	1.1	0.1	2.1	0.3	9.7	0.7	8.5	0.6	7.6	0.6		
インドネシア	41.7	4.5	46.3	5.7	128.4	9.5	59.8	4.7	105.4	8.3		
合計	176.7	19.1	280.2	34.2	554.4	41.0	461.8	36.2	384.6	30.2		
極東												
中 共	169.5	18.3	19.6	2.4	5.8	0.4	0.6	※	4.5	0.4		
朝 鮮	156.5	16.9	18.1	2.2	14.8	1.1	40.8	3.2	106.8	8.4		
台 湾	59.7	6.4	38.0	4.6	50.6	3.7	60.7	4.8	61.0	4.8		
合計	385.7	41.6	75.7	9.2	71.2	5.2	102.1	8.0	172.3	13.5		

[注] (1) 1934～36年平均。(2) サラワク、ブルネイ、北ボルネオ
 (出所：通商産業省編(1954)『昭和29年 日本貿易の現状』通商産業省、14-15頁。)

図表5 賠償、無償経済協力、その他の特殊債務支払予定額

単位 億円、()内は百万ドル

年 別	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	合計		
1.賠償及び無償経済協力																										
(1)ビルマ																										
イ.賠償	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)															720 (200)	
ロ.無償経済協力											42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	42.12 (11.7)	40.68 (11.3)		504 (140)		
(2)フィリピン		90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	90 (25)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)	108 (30)			1,980 (550)	
(3)インドネシア				72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	72 (20)	11,088 (3,08)									803,088 (223.08)	
(4)ヴェトナム						36 (10)	36 (10)	36 (10)	16.2 (4.5)	16.2 (4.5)															140.4 (39)	
(5)ラオス					5 (1.5)	5 (1.5)	(協定援助期間は1961年以降4年間延長している)																		10 (3)	
(6)カンボディア					5 (1.5)	5 (1.5)	5 (1.5)	(協定援助期間は1962年以降2年間延長している)																		15 (4.5)
小 計	72 (20)	162 (45)	162 (45)	234 (65)	244 (68)	280 (78)	275 (76.5)	270 (75)	250.2 (69.5)	250.2 (69.5)	204.12 (56.7)	222.12 (61.7)	222.12 (61.7)	222.12 (61.7)	161,208 (44.78)	150.12 (41.7)	40.68 (11.3)		4,172,488 (1,159.58)							
2.タイ特別円新協定による支払予定額								10 (3)	10 (3)	10 (3)	10 (3)	10 (3)	10 (3)	10 (3)	26 (7)										96 (28)	
3.ガリオア、エロア協定による支払予定額									158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	158.04 (43.9)	62.64 (17.4)	62.64 (17.4)	62.64 (17.4)	2,084.4 (579)							
合 計	72 (20)	162 (45)	162 (45)	234 (65)	244 (68)	280 (78)	275 (76.5)	280 (78)	418.24 (116.4)	418.24 (116.4)	372.16 (103.6)	390.16 (108.6)	390.16 (108.6)	390.16 (108.6)	345,248 (95.68)	308.16 (85.6)	308.16 (85.6)	308.16 (85.6)	308.16 (85.6)	308.16 (85.6)	212.76 (59.1)	103.32 (28.7)	62.64 (17.4)		6,352,888 (1,766.88)	

(出所：賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』世界ジャーナル社、20-21頁。)

15億円（450万ドル）、総計で4,172億4,880万円（11億5,958万ドル）と、巨額であった。期間は、昭和30（1955）年から昭和52（1977）年までの22年間であった。

日本が賠償として供与されたのは、主に資本財であった。その資本財としては、水力発電所・ダム、鉄道、港湾、通信施設、肥料・セメント・パルプなどの工場・プラント、農業・水産開発、水利・水道施設等の資本財の建設や資材などが主要な部分であった。これは、供与国の経済開発、社会福祉等のための資本財であった。このように資本財中心主義がとられた理由として以下がある。第1は、賠償が長期の経済建設や経済開発に使用するのが、賠償受入れ国の経済発展や生活水準の向上のために最も有意義であったことである。第2は、日本としては賠償によって、賠償受入れ国民の対日感情の好転をはかるために、すぐなくなる消費財よりは、長く賠償を印象づける洪水防止のダム、発電所などの資本財を供与する方が優るためである。第3は、通常輸出困難なプラント類や、従来輸出されていなかった資本財を賠償で供与することで、将来の進出の基盤を築くことが、日本にとって望ましいことであるからである。第4は、賠償受入れ国への日本の輸出品が、繊維品等の消費財が主で、資本財は比較的少なかったため、賠償で資本財を供与することは消費財に比し通常貿易と競合するおそれが少ないことである。このように、戦後賠償として供与する生産物は、資本財を原則とした。

このような日本の東南アジア諸国に対する戦後賠償は、資本財の輸出効果をもたらし、将来の日本の東南アジアへの直接投資や貿易のきっかけの1つとなった、すなわち、長期にわたる東南アジア現地での各種のプロジェクトの建設等の戦後賠償の経験は、将来の日本企業のインフラ建設等への海外投資・直接投資の基盤となった⁽¹⁴⁾。

なお、戦後賠償協定により、東南アジア諸国は日本に対してそれ以降賠償請求権を放棄した。このような賠償協定の締結により、韓国で

問題となっている日本の賠償責任等の問題は、東南アジア諸国では一切生じていない。

第2節 ビルマへの賠償の事例

①ビルマとの賠償協定と主に資本財の供与

ビルマ（現在はミャンマー国）は、日本が賠償協定を結んだ最初の国で、発効したのは昭和30（1955）年である。昭和30（1955）年4月から賠償の第1年度で、最終は昭和37（1962）年の第8年度で、支払総額が約576億円であった。

ビルマとの賠償協定では、ビルマ側が賠償を経済開発に利用しようという考えをもっていたので、インフラや資本財を中心とした計画が定められた。バルーチャン発電所計画が最も大きなプロジェクトで、国営綿紡績工場の整備、ラングーン港復旧計画、農業開発、船舶・鉄道車輛・自動車等の輸送の整備、各種機械、ポンプおよび耕運機・電気器具・自動車の組立や製造プラント、等であった。このように資本財が中心であったが、経済開発計画との結びつきが薄い魚缶詰、鉄板、肥料等の消費財も、ビルマ側の事情で供与された⁽¹⁵⁾。

②バルーチャン発電所建設計画

賠償でビルマ側が最優先としていたのは、バルーチャン水力発電所の建設計画であった。金額でもこの計画のための賠償契約は、約102億円と大きかった。ビルマ政府は、独立後、工業化による経済開発を目指し、低廉で豊富な電力の供給を重視していた。そこで水力発電所建設のため、全国の建設候補地の調査が行なれ、その候補地の中から地理的優位性などからバルーチャン水力発電所の建設が決定された。この時期、日本との賠償協定が成立したため、ビルマ政府はこの計画を賠償で建設することとした。

バルーチャン水力発電所計画は、ビルマの二大都市ラングーン（現在のヤンゴン）とマンダレーのほぼ中間に位置するサルウィン河の上流バルーチャン河に発電所を建設し、南方のラングーンおよび北方マンダレーに送電する計画

であった。ビルマは、多民族国家（当時の人口は約2,000万人）で、最も人口の多いビルマ族（約1,400万人）の他、カレン族、シャン族、カチン族、チン族等の少数民族が主として北部や東部の山地に居住し、政治的に複雑な関係にあった。特に、カレン族との対立があり、カレン族の反乱や内乱なども起こったこともあった。日本の賠償によって建設されたこのバルーチャン発電所は、これら少数民族の居住地にあったので、ビルマ政府は特に少数民族に配慮し、少数民族に対して協力、完成後の利益などを強調し、協力を要請した。このようなこともあり、バルーチャン発電所は、計画通り完成させることができた。

バルーチャン発電所建設は、日本企業の日本工営株式会社が調査、設計、監督を行ない、工事は鹿島建設株式会社が請け負い建設した。また、この工事では、発電機、変圧器、輸送等の自動車、各種プラント、建設機械、送電線、セメント、鋼材なども賠償で調達された。工事に従事した者は、日本人技術者約235人、ビルマ人技術者約100人、ビルマ人労務者約2,880人であった。

バルーチャン発電所は、ビルマでの経済効果が持続的で広範囲であるという点、また日本にとっても、日本の建設会社の海外進出の足場を作った点からみて、ビルマ賠償の代表的なものといえる⁽¹⁶⁾。

③鉄道

ビルマの国内交通の中で、鉄道は河川航運とともに重要である。戦前の時期、ビルマ国有鉄道の総延長は2,059マイルで、ラングーン（現在のヤンゴン）を起点として南北に走っていたが、第2次大戦によって大きな打撃を受けた。大戦後、英軍によってある程度まで復旧されたが、独立後の内乱によって鉄道はまた被害を受け、施設は荒廃した。

昭和31（1956）年から実施された日本の賠償によって大量の鉄道車輛、レール、信号装置等が提供された。また同年、535万ドルの世界

銀行の借款も成立した。この二つの柱によって、橋梁の復旧・軌道の改善、車輛の更新と増強、重建設機械等の購入などにより、鉄道の復旧強化計画は大いに進捗した。

日本からの鉄道関係の賠償契約は、昭和38（1963）年までに約72億7,800万円に達し、世銀借款の約4倍と巨額なものであった。日本の賠償によって供与されたものは、客車155輛、貨車1,080輛、給水車20輛、油槽車19輛、保線車15輛、点検車20輛などの車両、およびレール30,466トン、ポイント、継目板、犬釘、ボルト等の保線材料、信号装置、橋げた、給水塔その他の資材であった⁽¹⁷⁾。日本の車両製造企業を中心としたビルマへの賠償による輸出は、日本の鉄道関連企業の国際的展開において重要な経験と実績となった。

著者は、ビルマのヤンゴンを訪れた際ヤンゴン駅を訪問したが、古い車両がかなり多かったことから、この日本の賠償で供与した車両や鉄道関連の施設がまだ使用されている可能性もあるように思われた。

④運送関連の供与

ビルマの海運への援助として、昭和35（1960）年、日本の賠償として各760総トンの内航貨客船2隻を供与した。

道路交通への援助として、昭和38（1963）年までに、賠償として自動車類合計約75億5,000万円相当を供与した。うち、乗用車は約1億円、モーターサイクル約2億8,000万円で、その他はトラック、バス、ジープ等でトラックが大部分を占めていた⁽¹⁸⁾。

⑤工場建設

国営工場の機械設備の全部又は一部を日本の賠償によって調達したものに国営綿紡績工場の漂自染色プラント、生糸工場、セメント工場、国防省缶詰工場、ミルク・バター工場等がある。なおこれらの工場には賠償によって日本から技術者が派遣されて技術指導に当たったものが多い。また、民営中小工業にも、日本の賠償で、

工場の績織布機械、編物機械、染色機械、食品加工機械、工作機械、印刷機、木工機械などが賠償によって供与された。さらに、奥地の諸州が経営している諸種の小規模工場が日本の賠償を利用して設立され、日用品の生産を行なって奥地の経済開発に役立った。例を上げるとカレン州立製氷工場、同州立印刷工場、同州立機械修理工場の機械設備はすべて賠償によって調達された⁽¹⁹⁾。

さらに、日本の賠償、および日本企業との技術協力協定により、ポンプ・耕運機製造工場、電気器具製造工場、トラック・バス製造工場等の建設と運営（合弁企業形態など）を行った。

⑥農業開発

ビルマにおける農業肥料は、多くを輸入に頼っていた。ジュート、棉花、甘藷、落花生等の主要農産物の生産を高めるために肥料が使用されていた。

ビルマの農業開発のため、日本は賠償を通じて硫磷安25,500トン、硫安6,000トンを供与した。また、1万台をこえる農業用ポンプが賠償供与され、米及びジュート作付け、その他の灌漑に大きな役割を果たした。ポンプを使用することによってジュート及びデルタ地帯米は二毛作が可能になったという、大きな成果が上がった⁽²⁰⁾。

第3節 インドネシアへの賠償の事例

①インドネシアとの賠償協定

賠償協定は、昭和33（1958）年に締結、発効され、その賠償総額は803億880万円（2億2,308万ドル）で、12年の期間であった⁽²¹⁾。協定によれば、賠償として供与されるのは、インドネシア政府の要請に基づき両政府間の合意する場合を除いて、資本財であった。賠償は、プラント・工場、建設、船舶、自動車・鉄道車両、機械等の資本金がその大部分を占めた。ホテルの建設では大成建設など日本の大手建設会社が担当し⁽²²⁾、首都ジャカルタのホテルインドネシアが有名である。なお、賠償で注目すべきものとしては、インドネシア学生および研修

生の賠償による日本への派遣がある。大学への留学生、各種分野の研修生の教育訓練経費を、賠償によって支払われた。このようなインドネシアの人づくりに対する支援は、日本の国際援助、日本企業の現地人材の育成にとっても重要なことであろう。

②インドネシアとの経済協力協定

インドネシアとは、賠償協定と同時に、昭和35（1960）年に、経済協力協定（「経済開発借款に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文」）が締結され、日本は20年間に4億ドルの商業上の投資、長期貸付又は類似のクレジットを、インドネシアに対して行なうものと定められた。このインドネシアに対する経済協力の事例としては、ブルダニア銀行への日本の民間投資、北スマトラ石油開発やスラウエシ・ニッケル鉱山開発等における生産分与方式による借款供与、カリマンタン森林開発、セラム島製糖工場建設、等があった。

③ブルダニア銀行

ブルダニア銀行は、日本とインドネシア資本による合弁事業で、インドネシアが外国資本の対インドネシア直接投資を排除する政策を決定する以前の、昭和31（1956）年に設立された。日本側から石原産業、大和銀行が資本金5,000万ルピアの49%を出資し、残り51%のインドネシア側出資分についても、日本が全額貸付け、貸付金はインドネシアへの配当金により返済されることとなった。

ブルダニア銀行は、日本の進出企業が必要とする現地資金調達を目的として発足したが、インドネシア経済の悪化等のため、当初の目的は果たし得ず、現地人企業を対象とする産業銀行としての業務を行なうことが中心となった。

日本側出資企業の石原産業は、戦前、石原廣一郎が創立し、マレーシア、インドネシアなどの東南アジアで大規模な鉱山開発を行った新興財閥として著名であり、戦後もこの人的関係により、ブルダニア銀行に出資することとなった⁽²³⁾。

第4節 ベトナムへの賠償の事例

①賠償、借款、経済開発借款

ベトナム共和国（当時の南ベトナム）と日本との賠償協定、ベトナムへの借款に関する協定、および経済開発借款に関する協定が、昭和34（1959）年、ベトナムのサイゴンで署名され、翌年昭和35（1960）年に両協定が発効した。賠償協定は、日本がベトナムに対し3,900万ドルを5年間供与するとした。また、借款協定は、日本が日本輸出入銀行により750万ドルまでの貸付をベトナムに対して行うこととし、交換公文でこの借款がダニム水力発電所建設計画に充てられることを定めた。さらに、経済開発借款に協定では、910万ドルまでの長期貸付等を行うことを規定している⁽²⁴⁾。

当時のベトナムは、不安定な政治状況であった。戦前フランス領インドシナの最大国（他はラオスとカンボジア）であるベトナムは、昭和29（1954）年、ジュネーヴ協定によって、南北に分割された。日本は、資本主義国であった南部のゴー・ディン・ディエム大統領を首班とするベトナム共和国（南ベトナム）と外交関係を持った。ジュネーヴ協定の成立後、昭和33（1958）年共和制を施行し、ゴー大統領は、各種の改革を行なったが、昭和34（1959）年頃から、農村部などで共産ゲリラの活動が活発になってきた。ゴー政権は米国からの援助を得て、共産ゲリラの鎮定に努めたが、昭和38（1963）年にはクーデターがたくらまれるなど、政権は不安定であった。ゴー政権は、米国よりの多額の資金援助を受けていた。このような、南ベトナムの政治情勢の中で、日本の戦後賠償が行なわれたのである。

②ダニム水力発電所建設

ダニム水力発電所建設は、ベトナムへの賠償のほとんどをなすもので、賠償総額3,900万ドル中3,700万ドル、および日本輸出入銀行借款750万ドル全額がこの建設に使用された。

ダニム水力発電所は、南ベトナムの首都サイゴン（現ホーチミン）の東北約250キロメー

ルに位置し、避暑地ドラットの東南にあるドラム盆地に建設する。ドラットは、戦前の仏統治時代にフランス人避暑地として開発された高原地帯の都市で、ベトナム人の新婚旅行のメッカとして知られており、著者も何度か訪れたが、歴史的遺産が多く、魅力的な町である。ダニム水力発電所は、高さ38メートル、堤長1460メートルのアームダムを築き、1億5,000m³の貯水池を作る、この水を分水嶺を隔てた東海岸に得られる800メートルの落差を利用して、最大16万キロワット、年間常時8.8万キロワットの電力を発電する。これを約250キロメートルの高圧送電線によりサイゴンなどに送電する。

ダニム水力発電所は、ビルマのブルーチャン発電所と同じく、日本工営株式会社の調査・設計、工事監理により行われた。この計画は、日本工営の社長であった久保田豊がベトナム政府に粘り強く交渉し、開発案を提案し、フランスの開発案と競合の末、国連が裁定して決定したものであった。昭和36（1961）年からダニム水力発電所の建設が始まった。昭和38（1963）年には、発電所の1号機が完成し、4万キロワットの電力を発電した。引き続いて、2・3・4号機も次々完成した。昭和39（1964）年には、第1期工事が竣工した⁽²⁵⁾。日本の東南アジア賠償における大規模建設工事において、日本の海外技術コンサルタント会社のパイオニアである日本工営が大きな役割を演じた。

第5節 合併企業の設立と技術協力契約のケース—ビルマの事例

日本のビルマへの戦後賠償では、現地資本との合併会社を設立したり、技術協力契約を結んで現地生産するという形態も生まれた⁽²⁶⁾。

①合併企業の設立

日本のパイロット万年筆株式会社は、昭和33（1958）年に合併によって万年筆およびインク製造工場を建設し、昭和35（1960）年から製造を始めた。この事業は両国の民間会社間の協力によって行なわれているもので、この工

場の機械設備の一部も賠償供与された⁽²⁷⁾。金具部分を日本から輸出し、現地で組み立てを行った。

しかし、昭和38（1963）年ビルマ政府が民間企業を国有化する方針を発表したことから、この合弁会社の事業存続は出来なくなった⁽²⁸⁾。

②技術協力契約による現地生産

東洋工業（現在のマツダ）は、約4,000台の三輪トラックを主として賠償によってビルマに輸出した。ビルマ政府はこれの国産化をはかることとなり、昭和37（1962）年、軽トラックの組立製造について東洋工業と10年間の技術協力協定を結んだ。これに基づいて機械設備、原材料、派遣技術者の費用を合せて昭和38（1963）年までに約10億2,100万円の賠償契約が成立した。昭和38（1963）年、国防省第一工廠内に工場が完成して組立を開始した。すなわち、東洋工業とビルマ国防工廠およびビルマ国際貿易公社との間に技術協力契約および技術役務契約を締結し、ビルマで主として小型四輪トラックおよび軽四輪トラックのノック・ダウン（KD）による組み立て生産が始められた。

日野自動車工業は、ビルマ政府の要望によって、バスおよびトラックの組立工場を作ってその国産化をはかることになった。昭和37（1962）年、国防省と日野自動車との間に10年間の技術協力協定が成立した。これに基づいて昭和38（1963）年に機械設備約4億7,800万円の賠償契約が結ばれた。工場は、昭和38（1963）年に組立を開始し、バスと大型トラックの生産を始めた⁽²⁹⁾。

ビルマは、当時電気器具のほとんどすべてを輸入に依存していたが、ビルマ政府内には家庭用電気器具の国産化の希望が強く、松下電器産業に対し協力を求めてきた。松下電器はこれに応じ、昭和37（1962）年、国防省と10年間の技術協力協定を締結した。これに基づいて昭和38（1963）年に機械設備および部品について約19億400万円の賠償契約が成立した。これによって国防省第一工廠内で電球、蛍光灯、エア

コン、冷蔵庫、ウォータークーラー、アイロン、扇風機、洗濯機、炊飯器等の生産を始めた。

農業用ポンプが賠償により調達され、灌漑排水に利用され、農民の間で好評であるのみならず、農業の増産に貢献したと評価されたため、ビルマ政府は農業用ポンプの国産化を要望した。それで、日本の久保田鉄工とビルマ国防省は、昭和37（1962）年、ポンプおよび耕運機の組立製造について10年間の技術協力協定を結んだ。これに基づいて機械設備、原材料、派遣技術者の費用を合せて、昭和38（1963）年までに約6億1,000万円の賠償契約が成立した。これによってラングーン国防省第一工廠の既存設備に若干のポンプ製造用機械を補充し、昭和38（1963）年から部品の製造およびポンプ・耕運機の組立を開始した。

以上のように、日本はビルマに対する戦後賠償の資金の一部で、設備、機械などを供与し、合弁形態や技術協力契約により現地生産を行うための支援を行った。

第6節 日本工営の東南アジアでのケース—日系建設コンサルタント会社の事例

このような東南アジア諸国への日本の戦後賠償において、建設技術・開発コンサルタント会社である日本工営株式会社の役割は重要であった。日本工営は、東大土木工学科を卒業後内務省に入り、その後独立して土木の技術コンサルタント会社を設立し、戦前、朝鮮の赴戦紅水力開発事業での水力発電所や水豊発電所、また海南島での開発事業などに携わった久保田豊が、戦後に設立したエンジニアリング・コンサルタント会社である。日本工営は、ビルマ、ベトナム、インドネシアへの戦後賠償において、大きな関与をした。

ビルマの賠償事業であるバルーチャン水力発電所の建設事業は、もともと日本工営が戦後賠償以前から進めていた開発事業であった。その経緯は以下である。昭和28（1953）年、久保田豊が東南アジア視察の一環として訪れたビルマであったが、ビルマ政府は産業振興のため電

力開発計画があり、久保田に支援を求めた。すなわち、ビルマのアラカン北方アキャブ付近、ビルマ中部を流れるペグー川およびシャン高原のブルーチャンに3ヵ所の電力開発計画があり、久保田に意見書を求めた。久保田は、ブルーチャン川の開発が最も有利で、ブルーチャンの発電所は他の2つの計画地点に比べて同じ建設費で2倍の発電量が確保されることを指摘した。久保田は、発電所・変電所・送電線の建設計画から発生電力の消化計画にいたるまでの意見書を作成し、ビルマ政府に提出し、ビルマ政府から昭和29（1954）年、正式にブルーチャン開発の基礎調査の依頼を受けた。久保田は、東京本社から調査員を呼び、基礎調査を始め、設計書を完成した。こうして、ブルーチャン開発事業は、基礎設計の段階から実際の工事請負の段階へ移っていったが、日本の建設会社の推薦を頼まれ、鹿島建設が引き受けることとなった。日本工営は、調査の段階から工事の管理も引き受け、ビルマ政府と鹿島建設をはじめとする日本の業者との間に介在して、機械器具の発注から工事の契約にまで関与した⁽³⁰⁾。

ビルマのブルーチャン水力発電所計画では、第3期にわたる開発で、第二発電所が最初の建設で、出力合計16万8千キロワット、第一期計画8万4千キロワットに設定された。第二発電所の建設資金は111億円、送電線建設費79億円で、総額190億円程度であった。

この建設資金の調達を契機として、日本とビルマとの賠償問題がおこったのである。ビルマと日本との戦後賠償交渉は、昭和29（1954）年から始められ昭和30（1955）年に正式に妥結した。その際、久保田は日本の吉田茂首相にも会って、このビルマのブルーチャン水力発電所計画を戦後賠償とすることを要請している。久保田は、私的な資格ではあったが、ブルーチャン開発事業にたずさわっていた関係で、日本とビルマの双方の意思疎通につとめた。ブルーチャン水力発電所の工事現場までには、資材輸送のため新しく道路を建設しなければならなかった。そのトンゲロードの建設は、日本工営を中心

として行い、危難に満ちた工事であった。

このトンゲロード建設やブルーチャン水力発電所の工事については、その建設に携わった日本工営の社員による体験記である伊藤博一（1963）『トンゲロード—ビルマ賠償工事の五年間』（岩波新書）が出版され、その本には賠償工事の実情が生き生きと描かれている⁽³¹⁾。

ベトナムのダニム水力発電所の建設と日本工営との関わりについて少し詳しくみてみよう。日本のベトナムへの戦後賠償で最も規模の大きいものがダニム水力発電所の建設であり、日本工営はこの建設に中心的に関与した。昭和30（1955）年、ベトナムは17度線で南北に分割されたが、久保田豊は当時の南ベトナム政府の公共事業大臣に面会して、ダニム開発調査を申し出た。その後、久保田は、ダニム開発の踏査のための招請を南ベトナム政府から受けた。久保田は、ベトナムの現地を踏査してのち、ゴ・ディン・ディエム首相（のちの大統領）などと会い、ベトナム政府の予算で、日本工営はダニム開発の調査設計として約1億6,000万円の契約が成立した。サイゴンの西北方250キロ、1,500メートルの高地にグラットという有名な避暑地があり、その東方に北から南へ流れてサイゴン河に合流する、流域800平方キロのダニム河がある。ダムサイトは標高1,020メートルの地点で、長さ1,450メートル、高さ40メートルの土堰堤を築く。容積350万立方メートル、有効貯水量1億5,000万立方メートルのダムから、東海岸に分流すると、3.4キロの高圧水路で第一発電所は有効落差710メートルが取れ、最大出力16万キロワットとして計画された。フランス側も、日本工営の計画にあわせて、ほとんど同時期に設計書を提出した。南ベトナム政府は、二つの設計書の判定を国連に依頼し、国連では技術委員を指定してダニム開発計画書を検討することになった。検討を開始して1年後、国連は日本工営案を採用するという結論を出した。

ダニム水力発電所の設計が決まって問題になるのは資金である。日本政府と南ベトナム政府との間に戦後賠償交渉が始められたのはちょう

どこのころであり、種々交渉の結果、ダニム開発事業を賠償による資金援助とすることが両国の決定となった。工事の管理・監督は日本工営が行なうこととなった⁽³²⁾。

日本工営は、まずダニム開発に関するプロジェクト、ダムや水路などの土木工事、水圧鉄管、水車発電機、変圧器などの機器、送電線など十数種類の仕様書をつくり、これを日本国内の業者に入札させる。入札の検討がおこなわれ、日本のベトナム賠償団へ提出され、さらにベトナム政府へ回付された。ベトナム側では公共事業運輸通信長官を主査とする委員会が検討し、日本工営の意見を聞いた後、正式に決定された。こうして土木工事は鹿島建設と間組に、発電機は三菱、水車は東芝など、国内主要メーカーが参加した⁽³³⁾。

第3章 日本の東南アジアへの直接投資の 黎明期—終戦から1950年代頃まで

第1節 対外投資の個別許可制度

昭和24(1949)年、日本は、単一で固定された1米ドルが360円の為替レート制度を設定した。

日本の対外投資は、基本的には「外国為替および外国貿易管理法」(昭和24年)にもとづいて、個別許可制度をとっていた。これは、子会社設立、合弁会社、支店への送金にかかわりなく適用された。すなわち、民間企業の外国投資は、日本銀行を経由して大蔵省の承認を得るよ

う書面で申請しなければならなかった。大蔵省は、関係各省、とりわけ通産省と協議の上最終決定された。実際の慣行としては、書面申請に先立って、申請者と関係各省との予備折衝が行なわれ、この機会を通じて、政府は行政指導をすることができた。対外投資の許可・不許可の基準にして、政策当局は、(a)日本の国際収支に悪影響をおよぼさないこと、(b)国内経済に重大な支障をきたさないこと、(c)被投資国の政情を考慮して指導し、また、被投資国への日本の投資が過当競争を引き起こさないよう調整したようである⁽³⁴⁾。

第2節 戦後初期昭和20年代から30年代初頭 までの日本の海外投資

日本の海外投資は、昭和20(1945)年の第二次世界大戦の敗戦によって、戦前の東南アジアの投資権益をすべて失い、戦後ゼロからの再出発を余儀なくされた。

戦後、日本の海外投資が再開されたのは昭和26(1951)年頃である。その契機となったのは、昭和25(1950)年に始まった朝鮮戦争である。日本は、戦後の復興期において原材料などは援助輸入によってカバーされていたが、朝鮮戦争により生じた原材料入手難などにより資源開発投資へと向かわせた。このように、日本は資源開発投資を皮切りに戦後の海外投資が再開された。

図表6は、昭和26(1951)年度から昭和31(1956)年度までの海外投資額認可実績をみた

図表6 海外投資許可実績

(千ドル)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
鉱業	2,621	182	826	777	1,614	4,651	10,671
繊維・繊維機械製造業	—	—	200	2,420	2,342	6,230	11,192
商業	325	1,630	786	1,013	3,515	3,434	10,703
その他	33	95	363	893	806	3,685	5,875
合計	2,979	1,907	2,175	5,103	8,277	18,000	38,441

(大蔵省資料)

(出所：日本輸出入銀行(1963)『十年の歩み』日本輸出入銀行、71頁。)

ものである。昭和26（1951）年度頃から鉱業、商業などの海外投資が始まり、昭和31（1956）年度までの海外投資額は、許可ベースで約3,800万ドルとなった。その内訳は、資源開発のための鉱業投資、繊維・繊維機械製造業投資および商社支店など商業投資の三者がそれぞれ1,000万ドル程度を占め、海外投資の主流となった。

第3節 戦後初期の資源開発投資

戦後初期における日本の海外投資をリードしたのは資源開発投資で、その中心は鉄鉱石の開発・輸入であった。昭和26（1951）年、インド・ポルトガル領のゴアでのシリガオ鉄鉱山開発は、その最初のものであった。これは、開発用機械を輸出すると同時に鉄鉱石の長期輸入契約を結び、輸出代金は輸入鉄鉱石の値引きによって決済する方式がとられた。これは、開発用機械の「輸出金融」という形式をとっていたものの、その性格はむしろ海外資源開発というべきものであった。

このような輸出金融の資源開発の方式は、朝鮮戦争下における緊急物資の調達を目的とした東南アジア開発構想（日米経済協力の一環）に対するGHQの示唆によるものであった。そして外資の進出に警戒的な東南アジアなどの発展開発国に適応する一種の投資形態として利用され、戦後の日本の資源開発投資の一典型ともなった。このような資源開発投資は、東南アジアではこのゴアのほかにマレーのタマンガン鉄鉱山、フィリピンのララップ鉄鉱山とトレド銅山、などへと次第に拡大され、昭和31（1956）年にはこうした開発輸入の鉄鉱石が鉄鉱石輸入総額の約20%に達した⁽³⁵⁾。

戦後の海外投資の再開にあたって、政府系銀行である日本輸出入銀行を通ずる財政資金の援助が与えられた。すなわち、資源開発投資については輸出金融の形式で、昭和23（1948）年から日本輸出入銀行の融資が行なわれ、また昭和28（1953）年から海外投資への融資という「投資金融」が開始された。このような制度的

な日本輸出入銀行を通じた国の財政資金の援助が、戦後初期の日本の海外投資を特色づけるものである。この日本輸出入銀行融資の対象は、主として現物出資ないし設備輸出を伴う輸出の変形ともいべき投資や原材料の安定的入手のための投資など、商品の輸出入に密着した投資に限定されていた。すなわち初期の海外投資は、輸出の拡大と輸入の安定という貿易政策に追随し、これを補完するものとしてのみ、政策的な援助の配慮が加えられたのである⁽³⁶⁾。

図表7は、昭和26（1951）年度から昭和31（1956）年度までの日本輸出入銀行の資源開発関係の融資をみたものである。融資形式としては、前述したように輸出金融と投資金融があり、昭和31年までの融資承諾額は約27億円で、そのうち約21億円は鉄鉱石開発に向けられた。

第4節 海外資源投資—「四大投資」とインドネシアでの北スマトラ石油への海外投資

日本は昭和20年代後半から昭和30年代になると敗戦後の混乱期を乗り越え急速に復興し、日本経済が成長し、海外投資が行なわれるようになった。昭和30（1955）年から昭和48（1973）年まで日本経済は、年平均10%前後という高度経済成長をとげた。昭和31（1956）の経済白書では、「もはや戦後ではない」と記されるまで回復した。

昭和30（1955）年代前半にスタートしたサウジアラビアとクウェートの中立地域でのアラビア石油、アメリカ領でのアラスカ・パルプ、ブラジルでのウジミナス製鉄、インドネシアでの北スマトラ石油への海外投資は、戦後初期の「四大投資」として有名である。これらの投資は、いずれも政府の要請もとナショナル・プロジェクトとして日本輸出入銀行の資金を投入して実行された。そのため、民間企業の自主的判断による海外投資とは言い難いものであった。

戦後初期の「四大投資」は、昭和30（1955）年代前半にスタートしたが、東南アジアで行われたのはインドネシアでの北スマトラ石油への海外投資である。

戦前からインドネシア（蘭領東印度）は、東南アジアにおける最大の石油産出国で、その中心はスマトラ島であった。その北部の北スマトラでの油田開発の権利は、戦前インドネシアはオランダの植民地であったこともあり、オランダのロイヤル・ダッチ・シェル社グループが保有し、原油開発を行っていたが、戦後インドネシアは独立したこともあり、インドネシア政府がこれを接收し、国営企業P・T・Perminaによりその復旧開発を行っていた。しかし、その復旧は進まなかったため、昭和33（1958）年、日本に対し援助の要請を行ない、日本との協議を続けた。日本は、当初、契約期間を30年とする合弁企業による開発方式を提案したが、インドネシア側は外資に対する警戒心が強く、この提案を受入れなかった。そこでさらに交渉を重ねた結果、昭和34（1959）年、日本側は融資（総額約188億円）による信用供与を行い、インドネシア側は年間生産量の一定割合（を無償で日本側に提供することで返済するという方式—いわゆるプロダクション・シェアリング方式—によって開発を行なうという基本的了解に達し、両当事者間で覚書が締結され、昭和35（1960）年に正式な調印が行なわれた。この油田開発事業は、本格的な日本とインドネシアの経済協力案件の最初のものとして注目された。

協定調印後、日本側では、①北スマトラ油田の復旧、開発、調査に関する援助ならびに投融資、②石油および石油製品の販売ならびに輸送、③関連する作業用機械、器具ならびに資材の製造、売買および輸出、④その他付帯関連する事業、を目的とする北スマトラ石油開発協力株式会社が、昭和35（1960）年に東京で設立された。資本金は20億円、出資はすべて日本側で、海外経済協力基金（37.5%）、石油精製関係17社（21.6%）、商社関係8社（14.1%）、機械資材21社（14.0%）、石油開発公団（5.0%）、電力3社（4.3%）であった⁽³⁷⁾。

第5節 戦後初期の繊維、商業・製造業、漁業等の海外投資

図表8は、昭和28（1953）年度から昭和31（1956）年度までの日本輸出入銀行の海外投資金融融資の承認実績をみたものである。

繊維産業（繊維機械部門を含む）の海外投資は、昭和28（1953）年頃から開始され、昭和30（1955）年から昭和31（1956）年の2年間に集中して行なわれた。繊維産業は、戦後早い時期に回復し、昭和27（1952）～昭和29（1954）年頃には世界一の繊維品輸出国という戦前の地位を取り戻した。しかし、発展途上国で繊維品の自給体制の強化や輸入制限等の危惧があり、それらの対応戦略として、繊維企業の海外投資が行なわれた。この投資先は、中南米諸国（メキシコ、エルサルバドル、ブラジル）に集中していたが、これは同地域が綿花の産地であるとともに綿製品輸入国であり、しかも外資の進出にさほど禁止的でなく、投資環境も比較的整備されていたことによるものであった。アジアでは、台湾で昭和28（1953）年という最も早い時期に、麻紡績に対する現物出資による海外投資があったことは注目される。

繊維産業の投資形式は、紡織機械などの現物出資、および綿紡績などへの現金出資があった。日本輸出入銀行は、昭和28（1953）年以降、投資金融の形式で融資され、融資承諾額は綿紡績業約5億円、紡織機製造業約9億円、合計約14億円であった⁽³⁸⁾。

戦後初期の時期に商業・貿易、製造業、漁業などの海外投資があった。

商業・貿易部門の投資は、貿易商社の取引拡大やメーカーの海外販路開拓をめざすもので、戦後の輸出競争激化に伴い次第に増加した。製造業の海外投資は、昭和28（1953）年度にインドへの万年筆製造、昭和30（1955）年度メキシコヘゴムベルト等の製造への海外投資があった。漁業事業の海外投資は、昭和28（1953）年度にビルマへの現金出資による海外投資があった。

図表7 資源開発関係融資承諾実績—31年度まで

(百万円)

開 発 物 質	融資承諾年度	相 手 国	融資承諾額	融資形式
鉄 鋳 石	26～29	ゴ ア	(2件) 466	輸 出
	28	香 港 (馬鞍山)	134	投 資
	30	フィリピン (ララップ)	518	輸 出
	31	マ レ ー (タマンガン)	943	輸 出
	小計		2,062	
銅 鋳 石	28～29	フィリピン (トレド)	(2件) 253	輸 出
ニ ッ ケ ル 鋳 石	28～31	ニューカレドニア	(3件) 69	輸 出
	31	ニューカレドニア	44	輸 入
	小計		113	
錫 鋳 石	30～31	タ イ (チャンプラ)	(4件) 130	投 資
木 材	29	沖 縄 (八重山)	63	投 資
	30	フィリピン (アラスアサン)	35	輸 出
	小計		98	
マグネシアクリンカー	28	イ ン ド	35	輸 出
合 計			2,690	

(出所：日本輸出入銀行 (1963) 『十年の歩み』 日本輸出入銀行、71頁。)

図表8 海外投資金融融資承諾実績

(百万円)

	投資先国	投資事業	投資形式	投資額	本行融資額
28年度	ビ ル マ	漁 業	現 金 出 資	15	11
	台 湾	麻 紡 織	現 物 出 資	58	24
	イ ン ド	万 年 筆 製 造	現 物 出 資	11	8
	香 港	鉄 鋳 山 開 発	開 発 設 備 貸 与	243	134
	合 計			327	(4件) 176
29年度	沖 縄	森 林 開 発	現 金 出 資	120	(1件) 63
30年度	メ キ シ コ	紡 織 機 製 造	現 物 出 資	1,008	582
	ブ ラ ジ ル	万 年 筆 製 造	現 金 出 資	71	47
	タ イ	錫 鋳 山 開 発	現 金 出 資	92	(2件) 64
	エルサルバドル	綿 紡 績	現 物 出 資	432	252
	メ キ シ コ	ゴ ム ベ ル ト 製 造	現 物 出 資	20	12
	合 計			1,623	(6件) 958
31年度	ブ ラ ジ ル	綿 紡 績	現 金 出 資	382	267
	タ イ	錫 鋳 山 開 発	現 金 出 資	95	(2件) 66
	ブ ラ ジ ル	紡 織 機 工 作 機 製 造	現 金 現 物 出 資	630	(2件) 336
	合 計			1,107	(5件) 669

(出所：日本輸出入銀行 (1963) 『十年の歩み』 日本輸出入銀行、74頁。)

図表9 わが国の業種別・地域別海外投資の累計（1951～1964年度）

(単位 千ドル)

	生産的事業																	
	農林業		水産業		鉱業		建設業		食品工業		繊維工業		化学工業		窯業		鉄鉱金属工業	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
証券取得	18	2,853	40	4,627	56	8,013	10	3,284	68	13,231	109	45,840	49	5,274	28	5,014	32	49,364
東南アジア	8	910	15	942	37	2,902	8	249	50	8,012	52	14,484	34	2,989	19	4,224	19	5,202
中南米	5	324	14	2,364	5	602	—	—	10	1,899	39	25,514	8	737	7	740	11	43,096
中近東	—	—	2	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	30	—	—
アフリカ	—	—	4	360	2	434	—	—	—	—	14	5,041	—	—	—	—	2	1,066
北米	—	—	2	527	6	2,648	2	3,035	2	250	—	—	1	500	1	20	—	—
その他	5	1,619	3	291	6	1,427	—	—	6	3,070	4	801	6	1,048	—	—	—	—
債権取得	20	4,591	22	4,558	57	76,436	4	1,400	34	16,392	4	3,084	7	903	8	3,292	4	7,130
東南アジア	11	2,889	2	128	45	64,390	1	935	18	9,821	2	1,628	6	410	2	2,553	1	333
中南米	7	1,270	18	8,474	6	5,874	3	465	16	6,571	—	—	—	—	6	739	3	6,797
中近東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1,456	—	—	—	—	—	—
北米	—	—	1	69	3	5,660	—	—	—	—	—	—	1	493	—	—	—	—
その他	2	432	1	887	3	512	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海外直接事業	1	60	—	—	7	183,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	39	7,504	62	14,185	120	267,679	14	4,684	102	29,623	113	48,924	56	6,177	36	8,306	36	56,494
	生産的事業								その他									
	機械工業		電気工業		その他		計		商業		諸業		移住		計		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
証券取得	73	56,340	48	6,314	75	27,112	606	227,266	622	67,788	181	33,095	12	1,449	815	102,332	1,421	329,598
東南アジア	24	4,903	35	4,394	41	6,229	342	55,440	69	3,463	47	4,185	—	—	116	7,648	458	63,088
中南米	41	48,578	10	1,754	15	1,130	165	126,738	76	4,688	41	1,743	12	1,449	129	7,880	249	134,618
中近東	—	—	—	—	—	—	3	173	8	213	1	467	—	—	9	680	12	853
アフリカ	—	—	—	—	1	504	23	7,405	2	91	1	7	—	—	3	98	26	7,503
北米	1	463	1	15	15	19,000	31	26,458	324	52,461	77	23,307	—	—	401	75,768	432	102,226
その他	7	2,396	2	151	3	249	42	11,052	143	6,872	14	3,386	—	—	157	10,258	199	21,310
債権取得	11	5,156	7	555	12	45,490	190	173,987	14	1,125	19	29,101	128	13,062	161	43,288	351	217,275
東南アジア	1	1,190	5	381	2	5,165	96	89,823	2	99	8	1,132	—	—	10	1,231	106	91,054
中南米	10	3,966	2	174	—	—	71	34,330	3	91	3	25,274	121	11,930	127	37,295	198	71,625
中近東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	2	1,456	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1,456
北米	—	—	—	—	10	40,325	15	46,547	9	935	6	2,429	6	1,125	21	4,489	36	51,036
その他	—	—	—	—	—	—	6	1,831	—	—	2	266	1	7	3	273	9	2,104
海外直接事業	—	—	—	—	—	—	8	183,290	2	484	12	23,878	18	2,542	32	26,904	40	210,194
支店	—	—	—	—	—	—	—	—	245	16,864	—	—	—	—	245	16,864	245	16,864
合計	84	61,496	55	6,869	87	72,602	804	584,543	883	86,261	212	86,074	158	17,053	1,253	189,338	2,057	773,931

(注) 1. 債権取得には、現地法人に対する延払輸出は含まない。 2. 諸業とは、金融機関、運輸倉庫、映画、飲食店等である。
(出所：通産省、経済協力の現状と問題点、1964)

第6節 1960年代前半までの日本の東南アジアへの直接投資

図表9は、昭和26(1951)年から昭和39(1964)年度までの日本の業種別・地域別海外投資の累計を示したものである。債券取得の合計額では、東南アジア地域が他の地域に比較してもっと多い金額となっている。東南アジアの生産的事業での証券取得(株式が中心)については繊維工業(約1,448万ドル、52件)が最も金額が多く、以下、食品工業(約801万ドル、50件)、鉄鋼機械工業(約520万ドル、19件)、機械工業(約490万ドル、24件)、電気工業(約439万ドル、35件)、窯業(約422万ドル、19件)、化学工業(約298万ドル、34件)、鉱業(約290万ドル、37件)、水産業(約94万ドル、15件)、農林業(約91万ドル、8件)、の順である。また、東南アジアの生産的事業での債券取得については鉱業(約6,439万ドル、45件)が最も金額が多く、以下、食品工業(約982万ドル、18件)、農林業(約288万ドル、11件)、窯業(約255万ドル、2件)、繊維工業(約162万ドル、2件)、機械工業(約119万ドル、1件)、建設業(約93万ドル、1件)、化学工業(約41万ドル、6件)、電気工業(約38万ドル、5件)、鉄鋼機械工業(約33万ドル、1件)、水産業(約12万ドル、2件)、の順である。東南アジアへの商業の投資の累計については、証券取得が約346万ドル(69件)、債券取得が約10万ドル(2件)、となっている。ただし、この統計で注意すべきことは、東南アジアには、インドなどのいわゆる南アジアも含まれ、厳密に言うとは東南アジアと南アジアを合わせた地域の合計金額である。

図表10は、昭和26(1951)年から昭和39(1964)年度までの日本の形態別海外投資の推移を示したものである。これをみると、債券取得、海外直接事業、支店への海外投資はそれほど増えていないが、証券取得への海外投資はかなり増えている。証券取得でも、生産事業への海外投資の増加が著しい。この証券取得の投資の多くは、海外直接投資といえる形態である。日本の海外投資は、昭和35(1960)年前後の

頃から急激に増加していることがわかる。

第7節 当時の海外投資統計

当時の日本の対外投資の統計で注意すべき点は、海外投資額として(1)証券取得、(2)債権取得、(3)海外直接事業、(4)支店の設立・拡張の4つの形態に分類し、各形態の認可額を表していることである。

第1の証券取得とは、海外で現金、現物(機械設備、工業所有権)、ノウハウなどを出資し、株式などの証券を取得して経営に参加する形態(全額出資または合併)である。ただし、この証券取得統計では、出資比率の基準はなく、たとえ10%以下の少数所有であっても、外国でのすべての証券取得の金額が含まれている。すなわち、証券取得は、海外で事業を行なう現地法人に対し、現金あるいは設備機械類やノウハウ等の現物出資により証券(株式)を取得し、事業経営に参加する方式で、最も一般的な投資形態で、現在の統計ではその多くが直接投資(10%以上の出資)に分類される。

第2の債権取得とは、出資によらず、設備、機械、特許権などの工業所有権および長期運転資金を現地企業に貸付ける形態である。すなわち、海外の企業に対する工業所有権、設備資金または運転資金の貸付を目的とする投資である。

第3の海外直接事業とは、日本側企業が現地法人を設立しないで、相手国の鉱業権、土地所有権などを直接取得して、自らの手で事業を行なう形態である。すなわち、不動産、鉱業権、採掘権等の取得、施設の設置等により日本企業が自ら事業を行うものである。この形態は、アラビア石油など資源開発を中心とした投資が代表的である。

第4の支店は、日本企業が海外に支店を設立・拡張するための投資形態である。貿易商社、メーカーなどの支店、駐在員事務所などの設置のための海外投資である。

1970年代頃までは、現在の海外直接投資(10%以上の出資や永続的な関係がある外国企

図表10 わが国の形態別海外投資の推移

(単位 千ドル)

	証券取得						債権取得		海外直接事業		支店		合計		(参考) 現地法人への延払輸出	
	生産事業		商業等		計											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1951	24	4,338	61	3,743	85	8,081	10	4,082	—	—	30	854	125	13,018	—	—
～1954	(4)	(850)	(13)	(1,001)	(17)	(1,851)										
1955	15	3,029	40	3,561	55	6,500	4	2,177	—	—	23	687	82	9,455	—	—
	(5)	(1,134)	(12)	(1,135)	(17)	(2,269)										
1956	28	8,694	52	3,244	80	11,938	15	5,505	3	1,114	49	2,521	147	21,078	3	409
	(12)	(3,783)	(13)	(1,629)	(25)	(5,412)										
1957	28	15,923	26	2,410	54	18,333	24	13,785	5	427	15	589	98	33,134	5	552
	(12)	(9,455)	(5)	(228)	(17)	(9,683)										
1958	30	19,457	44	5,667	74	25,124	32	28,013	3	10,952	11	550	120	64,639	4	671
	(20)	(3,936)	(25)	(4,613)	(35)	(8,549)										
1959	47	10,874	83	10,698	130	21,572	37	17,533	4	9,091	21	1,865	192	50,060	6	4,821
	(16)	(6,415)	(44)	(6,405)	(60)	(12,820)										
1960	70	20,944	91	11,285	161	32,228	46	23,438	6	37,209	12	1,574	225	94,455	5	2,162
	(18)	(10,564)	(40)	(6,932)	(58)	(17,495)										
1961	61	35,621	78	11,572	139	47,193	50	37,040	4	77,816	12	1,059	205	163,108	5	4,481
	(24)	(28,340)	(29)	(7,544)	(53)	(35,884)										
1962	81	23,624	97	15,313	178	38,939	39	30,962	4	24,754	26	3,814	247	98,469	6	104,635
	(22)	(8,000)	(43)	(10,686)	(65)	(18,688)										
1963	110	35,693	110	13,860	220	49,553	45	23,731	8	36,885	29	2,729	302	112,902	7	3,217
	(33)	(8,863)	(40)	(7,645)	(73)	(16,508)										
1964	112	49,082	133	20,979	245	70,060	49	31,009	3	11,946	17	623	314	113,638	—	—
	(50)	(36,296)	(56)	(15,192)	(106)	(51,487)										
計	606	227,284	815	102,331	1,421	329,616	351	217,284	40	210,195	245	16,864	2,057	773,959	41	120,948
	(206)	(117,641)	(320)	(63,009)	(526)	(180,651)										

- (注) 1. 証券取得の()内数字は既設法人への出資であって内数である。
 2. 証券取得の商業とは、商社、メーカー、金融機関等の海外出先機関としての商業業務、金融業務等を行なう現地法人の設立等のための出資である。
 3. 債権取得には現地法人に対する延払輸出は含まない。
 4. 海外直接事業には不動産取得も含む。
 5. 支店とは、商社、メーカー等の海外出先機関であるが現地法人ではない。

(出所：通産省、経済協力の現状と問題点、1964)

業の株式の取得又は金銭の貸付け、および支店、工場等の設置・拡張資金)の基準による統計が公表されていなかったため、証券取得は、現在の統計の基準からすると、直接投資のみならず間接投資も含んだものとなっている。また、当時、発展途上国などでは、外資政策が制限的で、株式取得などの証券取得による出資は認めないが、貸付金債権の取得は認める場合があった。このような場合、日本企業の債券取得は、直接投資の代替として直接投資とほぼ同じ機能を果たしているケースもあった。また、証券取得には、現に直接投資を行い海外で活動している事業に対する追加投資や工場拡張といった資金も含まれた⁽³⁹⁾。

第8節 戦後初期の東南アジアへの海外投資の特徴

日本の東南アジアへの海外投資などによる企業進出は、昭和25(1950)年頃から、鉱山開発、繊維、商業・貿易、製造業などや戦後賠償に関連した事業などが始まった。この時期、日本にはGHQによる規制、国際収支難や外貨事情などがあり、海外直接投資は厳しく管理されていたためもあり、東南アジアへの直接投資は件数も少なく、投資金額も小さかった。

東南アジアへの日本の海外投資は、前述した北スマトラ石油などの資源開発のような鉱業などの開発輸入的な資源のウェイトが高く、また、輸出市場の確保をねらった繊維、雑貨、食品、機械、電気、窯業、化学などの進出、および貿易商社などの海外支店の設置、などもあった。この時期の東南アジア投資の特徴として、株式の出資など証券取得による直接投資ではなく、債権取得による進出も多かったことである。債権取得とは、東南アジアでの事業について、現地に会社を設立するなどの出資によらず、設備、機械等の設備資金および運転資金の貸付(融資)、技術、特許権、工業所有権、契約生産等の供与、などの債権取得の形態である。

戦後初期の東南アジア諸国はまだ外国資本の受け入れ体制が不十分なこともあり、進出企業

も比較的小規模なものが多く、海外投資の金額もまだ少なかった。また、現地会社設立などの直接投資による進出の場合は、現地資本との合弁形態による形態が中心であった。また、直接投資ではないが輸出代替として、現地企業へのノック・ダウン(KD)や技術援助契約による現地生産・組み立てによる進出もあった。昭和36(1961)年に松下電器が、南ベトナムのパオチューエンダイソアイ社に対して技術援助契約を締結し、ラジオ組み立てなどを行った事例は、注目される⁽⁴⁰⁾。

第9節 日本企業の台湾への企業進出

台湾を含めて東南アジアをみると、日本企業は台湾に最も早い時期に直接投資を行い企業進出した。その意味で、日本企業の戦後のアジア進出において、台湾の役割は大きかった。それは、戦前台湾は日本が長い間統治し、日本企業が活発に事業活動を行い、その人的ネットワーク等の遺産があったことであろう。特に、電機、繊維、薬品、自動車関連などの日本企業の台湾進出は、昭和35(1960)年前後から始まった。

日本企業が1960年代から台湾への直接投資による進出が始まったのは、台湾市場への輸出代替としての現地生産という理由があるが、台湾政府の外資政策によるところも大きい。昭和35(1960)年前後からの台湾の外資政策の変遷についてみてみよう⁽⁴¹⁾。

台湾は、アジア諸国の中で、外国人投資の受入れに対しては早くから積極的であった。それは、台湾(中華民国)は、中国本土(中華人民共和国)と政治的対立があり、政治的に不安定なところがあり、経済的な成長と自立を求めたこともある。台湾は、昭和29(1954)年には「外国人投資条例」を、昭和30(1955)年には「華僑帰国投資条例」が公布された。外国人投資条例は、外国人投資に対する権利と義務を定めたものである。華僑帰国投資条例は、華僑に対して適用され、内容は外国人投資条例とほぼ同一である。華僑・外国人投資条例に基づいて認可された投資は、国内企業と同等の待遇を享受す

ることが保証された。昭和28(1953)年から第1次経済建設4カ年計画が開始され、内需向け産業の育成に重点を置き、これらの産業の保護・育成、外国からの直接投資の導入、国内民間投資奨励、化学肥料や電力などの分野での公営企業の設立、等の政策が実施された。1950年代の外国投資受入れ実績は必ずしも多くはなかった。

昭和35(1960)年前後には、産業政策が輸入代替型から輸出志向型へと転換した。昭和34(1959)年に外国人投資条例が、昭和35(1960)年に華僑帰国投資条例が改定された。主要な改正点は、投資分野に対する規制を緩和する一方、投資元本送金の保証、利益送金の保証、投資事業に関する国内法の適用除外、内国民待遇など、投資奨励的側面を強調するものであった。さらに昭和35(1960)年には、「投資奨励条例」が公布された。その内容は外資系、民族系を問わず、新規や拡充の投資を対象とした諸優遇措置を定めている。奨励措置は租税上の優遇措置、工業用地の開発、公営事業の協力を骨子としている。また外資事業へは、権利と保障が約束されている。

政府は産業の近代化と外資導入を促進するため投資環境改善策を打ち出し、昭和40(1965)年、その具体化の一つとして「輸出加工区設置管理条例」を立法化した。そして昭和41(1966)年には、高雄市に第1号の輸出加工区が設置された。アジアで最も早い、画期的な輸出加工区の出現である。輸出加工区は、就業機会の創設および輸出の拡大を目的とした輸出専門工業団地である。輸出加工区の工場に対しては、税金の減免というインセンティブがある。すなわち、①国外から輸入する自社用機械設備、原料、燃料、材料および半製品の輸入関税、②製品および自社用機械設備、原料または半製品の物品税、③営業税、④輸出加工区内の新設標準工場または管理所が、同区内にある私有建造物を買収したものを購入した際の契約税、等に対して減免措置を行なった。輸出加工区で生産した製品は、特別の事情があるもの以外は原則としてすべて

輸出する義務があった。昭和35(1960)年の「投資奨励条例」立法化とこの輸出加工区の設置という2大投資要因によって、台湾は1960年代を通じて外国資本の流入は順調に増加した。

このような、台湾政府の外資導入政策もあり、昭和35(1960)年前後から日本企業の台湾への直接投資は増加した。昭和40(1965)年頃までに台湾に進出した代表的企業として以下がある。

台湾で最も早い時期に台湾に進出した電気会社は日本電気で、昭和33(1958)年、日本電気80%出資で現地資本との合弁で台湾通信工業公司(電線、電話等生産)が設立された。昭和34(1959)年には、ヤンマーディーゼルが36%出資で現地資本と合弁で中国農業機械公司(耕運機等生産)を設立した。昭和35(1960)年には、久保田鉄工・三井物産(68%出資)が合弁で新台湾農業機械公司、東芝(15%出資)が合弁で大同製鋼機械公司、を設立した。昭和36(1961)年頃からは、日本の大手企業が相次いで台湾に直接投資などを行い進出した。

日本の電機企業として、昭和36(1961)年設立された三菱電機・三菱商事出資(40%出資)の中国電器公司、昭和37(1962)年設立された松下電機出資(60%出資)の台湾松下電器公司、昭和37(1962)年設立された三洋電機出資(52%出資)の台湾三洋電機公司、昭和39(1964)年設立された日立製作所出資の台湾日立公司、などがある⁽⁴²⁾。

繊維会社では、昭和37(1962)年設立された三菱レーヨン・三菱商事出資(45%出資)の台菱紡績公司がある。また、東レ(東洋レーヨン)も、昭和39(1963)年頃から現地資本と合弁企業を数社設立している⁽⁴³⁾。

自動車会社では、日産自動車が直接投資ではなく、技術援助契約による契約生産形態であるノック・ダウン(KD)により台湾で自動車生産を始めた。すなわち、昭和32(1957)年、台湾企業の裕隆汽車製造会社とノック・ダウン(KD)契約を行い、自動車の主要部品を日本の日産から輸入して、現地工場でダットサン乗用

車、ニッサントラック、バスなどの組立て、販売をした。その後、台湾での部品の国産化の比率を徐々に高める計画であった⁽⁴⁴⁾。

製薬会社では、昭和37（1962）年に、タケダ、田辺、塩野義が進出した⁽⁴⁵⁾。

第10節 日本企業のタイへの企業進出

東南アジアの中でタイは、最も早い時期に日本企業が直接投資を行った国である。日本企業が1960年代からタイへの直接投資による進出は、輸出代替を目的とするものが多かったが、タイ政府の外資政策によるところも大きい。昭和35（1960）年頃からのタイの外資政策の変遷についてみてみよう⁽⁴⁶⁾。

タイの1960年代から外資奨励政策の環境面での整備、および輸入代替を目的とする外資政策を行なった時期である。昭和35（1960）年には、外国投資の促進のための機関として投資委員会（Board of Investment: BOI）が設立された。また、同年に、それまでの産業奨励法を改正し、「産業投資奨励法」を制定した。タイ政府は、国家経済社会開発計画として、昭和36（1961）年から第1次5カ年計画を開始した。この国家計画の政策目標は、民間活力の活用、インフラの整備、国内外の民間企業の投資促進に重点を置いた。その政策に沿って、昭和37（1962）年に、産業投資奨励法を大幅に改正した1962年産業投資奨励法を制定した。この産業奨励法は、外資を積極的に導入し、輸入代替型の工業を育成することを狙いとしている。

タイ政府は、繊維製品等、消費財の輸入関税を大幅に引き上げる一方、国内産業への外国資本投資を税制面で奨励する政策をとった。外資に対する法人税の免除期間の延長、利益送金の保証等の優遇措置を行なった。昭和40（1965）年には、投資委員会の権限強化を目的とした機構改革を行ない、総理府の直轄機関とした。この頃から、国内産業保護のために導入された高関税を回避し、タイ市場を確保する輸入代替を目的とし、政府の産業投資奨励法にも誘発されて、日系企業を初めとする外国企業は、タイへ

の直接投資を行ない、企業進出を果たす企業が増加した。

このような、タイ政府の輸入代替を主目的とする外資導入政策もあり、昭和36（1960）年頃から日本企業のタイへの直接投資は増加した。昭和40（1965）年頃までにタイに進出した代表的企業として以下がある。

自動車会社では、日産自動車がノック・ダウン(KD)により自動車生産を始めた。すなわち、昭和37（1962）年、タイでの総代理店であったサイアムモーター社（タイの主要財閥であるサイアムグループの企業）と協力してノック・ダウン(KD)組立工場を建設し、ブルーバード、ニッサントラックなど4車種のKD組立てを開始した⁽⁴⁷⁾。

繊維会社では、東レ（東洋レーヨン）が、昭和37（1962）年に現地資本と合弁企業でTTTM（Thai Toray Textile Mills）を設立しレーヨン混紡合繊紡織を、昭和38（1963）年にTNT（Toray Nylon Thai）を設立しナイロン糸などを、製造した⁽⁴⁸⁾。帝人は、昭和40（1965）年頃に現地資本と合弁企業を設立している。

電器会社では、松下電器が昭和36（1960）年に戦後初の海外生産子会社として松下60%出資の『ナショナル・タイ』を設立し、乾電池の現地生産を始めた⁽⁴⁹⁾。

おわりに

第2次大戦終結の昭和20（1945）年から昭和35（1960）年代前半頃までの約20年間の日本の東南アジア進出の特徴について考察してみよう。

第1は、終戦の昭和20（1945）年から昭和27（1952）年まで、GHQの占領下にあったため、日本の貿易、海外投資は、GHQの管理・統制のもとで行われていたことである。このように、終戦後の時期、貿易を中心とした日本企業の国際化において、GHQの関与が大きかったのである。昭和22（1947）年から、民間貿易の一部制限付き再開がなされ、「メード・イン・オキュパイド・ジャパン（Made in Occupied

Japan)」と明記して輸出が行なわれた。その後、昭和24（1949）年より、“Made in Japan”や“Japan”表示が一部に認められた。日本の貿易はこのようにGHQの統制下にありながらも、輸出・輸入といった貿易活動はふたたび活発になってきた。しかし、日本企業の海外投資は、GHQが認めていなかったため、GHQ占領時全くなかった。

第2は、貿易活動を中心として日本企業の国際化を考えると、戦前と戦後のつながりという視点が重要であることである。GHQの統制下の昭和23（1948）年頃の日本の輸出は、各品目別の比重がほぼ戦前の状態に回復し、輸出品では、半数以上が繊維製品で、鉱産物・窯業、金属製品、雑品、機械器具類の順であった。地域別にみると、輸出では、アジアの比重がかなり高く、次が米国であった。以上のように、日本は、戦後数年で輸出などの貿易は回復し、アジア・米国を中心とした輸出が拡大した。戦後の輸出品で、戦前と同じく繊維製品が重要で、日本経済の回復において繊維製品の役割は大きかった。また、戦前と同じく、アジア地域への輸出も重要であった。さらに、戦後初期に日本の貿易会社・商社の海外支店等の設置も復活した。以上のように、日本の貿易において、戦前と戦後は断絶しているのではなく、つながりを感じるのである。この意味で、日本のアジアへの国際経営を研究する上で、戦前と戦後の時期を一貫して捉えて分析することが必要であろう。

第3は、昭和30年代以降の日本企業のアジア進出において、日本の戦後賠償が重要であったことである。日本は、昭和30（1955）年にビルマとの賠償協定、昭和31（1956）年にフィリピンとの賠償協定、インドネシアとの賠償協定が昭和33（1958）年、ベトナムとの賠償協定が昭和35（1960）年、発効した。ラオスとカンボジアも、準賠償として無償資金や技術協力の供与を行った。東南アジア諸国への賠償額は、巨額で、ビルマが720億円（2億ドル）、フィリピンが1,980億円（5億5,000万ドル）、イン

ドネシアが803億880万円（2億2,308万ドル）、ベトナムが140億4,000万円（3,900万ドル）、ラオスが10億円（300万ドル）、カンボジアが15億円（450万ドル）、総計で4,172億4,880万円（11億5,958万ドル）と、巨額であった。期間は、昭和30（1955）年から昭和52（1977）年までの22年間であった。日本が賠償として供与されたのは、主に資本財であった。その資本財としては、水力発電所・ダム、鉄道、港湾、通信施設、肥料・セメント・パルプなどの工場・プラント、農業・水産開発、推理・水道施設等の資本財の建設や資材などが主要な部分であった。日本の戦後賠償は、戦後一時期中断していた日本と東南アジアとの経済関係の再開の契機となった。日本は、賠償を活用して輸出促進及び資源確保のための経済協力という考え方が次第に強まっていった。

この東南アジアへの日本の戦後賠償について、日本企業の国際経営的意義について考察してみよう。著者は、以下のような効果があったと考えている。

(1) 輸出の振興・促進

日本の賠償が、日本企業の輸出の促進、輸出振興となったことである。日本の賠償は、消費財ではなく資本財・生産財が中心であったため、輸出を減退させるのではなく輸出を促進する効果が大きかった。戦後賠償の供与でかなりの割合を日本企業が受注したので、日本政府の巨額な資金が、長期間東南アジア諸国への輸出や海外投資に投入されたことになる。生産財などによる賠償は、日本にとって生産財などの輸出の新市場を開拓するとともに、将来の貿易拡大の基礎を育成するものであった。

(2) 将来の維持・管理・メンテナンス、消耗品・部品輸出

賠償による資本財、生産財などの供与や建設は、将来の日本企業のメンテナンス、消耗品、部品等の輸出が促進されることである。例えば工場、プラントなどが賠償によって調達された場合、これに伴って部品等の通常輸出の道が開かれた。

(3) 将来の市場開拓のきっかけ

日本の企業、特に建設、エンジニアリング、機械、電気、自動車などの企業に、東南アジア進出のきっかけを作った。例えば、戦後賠償により、従来ほとんど海外に出ていなかった建設業に、初めて海外進出の機会を与えたという、大きな効果があった。賠償を通して従来通常輸出で輸出されなかった物資が供与された場合、その品質の優良さ、製品の割安さなどが認められ、かえって通常輸出への道を開くことがある。これは、資本財について認められることはもちろんであるが、消費財についてもあてはまる。例えば、ビルマ賠償における、バス、トラック、自転車、ミシン、家電、ポンプ類はそのケースで、これらは賠償が終わった後の販路拡大に役立った。賠償で供与された物資や製品によって現地で日本諸品のなじみができ、それが日本企業輸出の市場開拓効果となった。このように、戦後賠償は、日本の企業、特に建設、電機、自動車、機械などの企業の海外進出のきっかけを与えた。

(4) 現地での国際経営の経験

戦後賠償による貿易や海外投資は、日本企業の東南アジアでの現地経営・国際経営において貴重な経験の蓄積となった。賠償の形態は、ほとんどが輸出という形態であったが、東南アジアへの直接投資の前段階として意義あるものであった。エンジニアリング、建設など日本企業の現地支店・事務所の開設は、将来の直接投資の足がかりとなった。また、輸出代替としての技術援助契約や契約生産の形態であるノック・ダウン (KD) による現地生産がビルマ等で始められ、ノック・ダウン生産は直接投資の前段階として貴重な経験であった。このように日本の戦後賠償による長期にわたる東南アジア現地での各種のプロジェクトの建設等の戦後賠償の経験は、将来の日本企業のインフラ建設等への直接投資の基盤となった。

以上のように、戦後賠償の日本側の評価として、各種の批判もあるが、これからの国際経営の足がかり。日本のODAの始まり、という視

点での貢献も大きい。

次に、東南アジア諸国側からの日本の戦後賠償の評価について考えてみよう。日本の資本財を中心とした戦後賠償は、東南アジア諸国の工業化に必要なインフラ、機械・プラント、工場、資源開発などに利用されたことから、経済開発に貢献したといえるであろう。特に、インフラ関連の電力、製造業、鉄道、港湾などに貢献した。水力発電所の建設、鉄道車両・船舶等の供与などは、重要であった。ただし、戦後賠償の現地側の評価として、政権との関係に不透明な部分があるという批判もある⁽⁵⁰⁾。賠償の一部に汚職・腐敗があったという点である。

戦後賠償後、ベトナムは内戦に、ビルマとラオスは社会主義化したこともあり、日本は賠償が終わってから、日本企業のこれらの諸国への進出は停滞してしまった。しかし、日本の戦後賠償は、東南アジア諸国の重要なインフラや工場の建設などに貢献したことから、国際協力・援助の観点から評価されるべきであろう。

第4は、資源輸入の促進を目的とした大規模な資源開発があったことである。インドネシアでの北スマトラ石油への海外投資が代表的なものである。戦前からインドネシア(蘭領東印度)は、東南アジアにおける最大の資源国で、戦前にも日本企業による資源開発が行なわれていたが、戦後初期に日本企業による北スマトラ石油への海外投資が行なわれた。北部の北スマトラでの油田開発の権利は、インドネシア国営企業が持っていたが、昭和33(1958)年からその開発に関して日本との協議を続け、日本は合弁企業による開発方式を提案したが、インドネシア側は外資に対する警戒心が強く、この提案を受入れなかった。それで、昭和35(1960)年、日本側は融資(総額約188億円)による信用供与を行い、インドネシア側は年間生産量の一定割合を無償で日本側に提供することで返済するというプロダクション・シェアリング方式によって開発を行なうということで合意した。このような直接投資により現地子会社を設立によるのではなく、契約によって金銭的融資に対する生

産資源の提供というプロダクション・シェアリング方式による資源開発は、その後の日本の海外での資源開発の典型的な方式となった。この日本の金銭的融資において、日本輸出入銀行の役割は、重要であった。このような契約による海外投資は、現地での資源ナショナリズムに対応する方法として有効なものであった。

第5は、東南アジアへの初期の直接投資による進出の特徴として、合弁事業での形態、および技術契約、契約生産といった直接投資以外の形態による進出が、中心であったことである。日本のビルマへの戦後賠償による現地企業の設立において、日本側が出資し、現地資資本と合弁で事業行うという形態であった。技術協力協定や契約生産（ノック・ダウンなど）による現地生産などがよる契約による海外進出も多かった。1960年代前半頃の時期は、東南アジアなどの諸国では、まだ工業化の初期段階で、外資への警戒感を強く、外資導入を制限している国も多かった。日本企業のような外国資資本が東南アジアに進出する場合、輸入代替を目的とする、現地企業との合弁形態、または技術協力協定などの契約による形が一般的であった。

第6は、1960年代前半頃の時期、アジアへの直接投資の嚆矢として、台湾とタイが重要であることである。昭和35（1960）年前後頃から、日本企業は、台湾とタイに多く進出し始めた。これに対して、戦後初期の日本のアジア投資の中で、中国本土への投資はほとんどなかった。台湾は、東南アジアへの直接投資の基地として重要な存在であった。台湾は、戦前日本が統治していたため台湾企業家とのネットワークがあり、戦前の事業とのつながりもあるため、日本企業は戦後の早い時期、昭和35（1960）年前後頃から台湾進出が出来た。さらに、台湾が早い時期から外資導入政策を採ったということも大きい。日本の電機、繊維、薬品などの大手企業が台湾に相次いで進出した。台湾は、日本企業のこれからの東南アジア進出における現地経営の経験という意味でも重要な存在であった。台湾での国際経営の経験が、日本企業の東南ア

ジア・中国本土進出の基盤の1つとなったのである。

また、東南アジアの進出においてタイの存在も重要であった。タイも早い時期から、輸入代替による外資導入を奨励し、タイは仏教国で日本人に受け入れやすい文化もあり、対日感情も良かったため、1960年代以降、日本企業はタイに多く進出し始めた。タイは、その頃から、外資のシェアが最も多い国が日本であった。

第7は、日本の東南アジアでの国際経営において、戦前と戦後初期とのつながり、関連性が認められることである。確かに、戦後日本の国際経営はゼロからスタートしたが、海外での事業経験・人的ネットワーク、輸出実績、商社の存在などの戦前の遺産が、戦後にも生かされた。東南アジアへの輸出は、戦後すぐの昭和22（1947）年頃から再開し、その輸出品も戦前とほぼ同じ内容・比重で、繊維製品が多かった。日本からの貿易を担っていたのは、戦前から活躍していた商社である。東南アジアへの海外投資は、昭和30（1955）年初頭頃からの戦後賠償による事業から始まった。ビルマ、ベトナムなどの戦後賠償での大プロジェクトである水力発電事業は、戦前に朝鮮・中国などの事業も行っていた久保田豊社長率いる日本工営株式会社の役割が大きかった。また、東南アジア・台湾への海外投資は、昭和30年初頭頃からはまった。東南アジアで最も早い日本とインドネシア資本による合弁事業であるプルダニア銀行は、昭和31（1956）年に設立された。日本側出資企業は、戦前に東南アジアで大規模な資源開発を行っていた石原廣一郎社長率いる石原産業株式会社であった。戦後も戦前の現地との人的関係により、石原産業はプルダニア銀行に出資することとなった。台湾は、1960（昭和35）年代初頭頃という最も早い時期から、日本企業は本格的な直接投資を行った。それは、早い時期に台湾政府の外資導入政策がとられたということもあるが、戦前日本は台湾を統治し、日本企業も多く、現地人等の人的ネットワークもあったことあるであろう。

以上のように、本稿では、終戦から1960年代前半までの日本企業の東南アジア進出について考察してきたが、実は1960年代後半より日本企業の東南アジア進出は激増し、ブームとなった。この1960年代後半からの日本企業の東南アジア進出については、別の稿で論じたいと考えている。

(注)

- (1) 若槻泰雄 (1991) 『戦後引揚の記録』、252-253頁。
- (2) 経済審議庁編 (1953) 『昭和28年度 経済白書』、1頁。
- (3) 経済安定本部 (1947) 『経済実相報告書』、47-48頁。
- (4) このGHQによる「貿易庁」に関するGHQの指令は以下である。

連合軍総司令部の覚書

「貿易庁に関する件」1946年4月3日付
日本政府宛 (終戦連絡中央事務局経由)
AG 324号 (46年4月3日) ESS・IE (SCA
PIN 854)

1. 外国貿易の事務処理に当って日本政府を代表すべき政府代理機関の設置に関する左の書簡を参照のこと。

(イ)1945年10月9日付日本政府宛覚書AG (091、31)ESS第3項(2)。右は輸入品の受領と配給に責任を有すべき代理機関の設置を指令したものの。

(ロ)1945年12月5日付終戦連絡中央事務局宛覚書第1176号(1,123)

(ハ)1945年12月5日付勅令第704号。

(ニ)1945年12月21日議会議事録第26号(ハ) 外国貿易支払基金法

2. 1945年12月18日付終戦連絡中央事務局宛覚書第1176号(1,123)をもって提示にかかる貿易庁を左の条項に従って、日本の総ての外国貿易業務を処理すべき日本政府の唯一の代理機関として承認する。

(イ)貿易庁の業務は総て連合軍最高司令官の指示に従ってこれと矛盾せざる如く処理すること。

(ロ)連合軍最高司令官が特に別途許可を与えたる場合の外、外国貿易は総て貿易庁が日本政府に代ってこれを行う。

(ハ)貿易庁以外の政府代理機関、半官その他の機関、協会及び政府管轄下の如何なる自然人又は法人も貿易庁を通じ又は連合軍最高司令官の特別許可を得るにあらざればなる外国貿易もなすことを得ない。

(ニ)貿易庁は連合軍最高司令官の指示により輸出品を引渡し又は引渡しをなさしめ、輸入品を受領し又は受領せしむべし。貿易庁は、特に最高司令官の別途許可ある場合の外、日本政府の代理としての貿易庁に充分にして且完全なる所有権の与えられた品目のみを輸出のため引渡し又は引渡ししめ、該品目の所有権を連合軍最高司令官の指示に従って移転すべし。貿易庁は連合軍最高司令官の指示に従って日本政府に代って輸入品の所有権を取得すべし。

(ホ)外国貿易に関する商業上の負担、危険、要求、及びその他の責任及び危険は総て貿易庁の負担とすべし。

(ハ)輸入品はすべて「現状のまま」受取り、連合軍最高司令官の許可ある場合の外、貿易庁及び日本政府は輸入品の品質、数量、状態、その他の直接又は間接に輸入品の受領に関する如何たる事項に付ても要求をなすことを得ない。

(ト)貿易庁及び日本政府は他国政府及びその代理機関又は代表者をして輸入品の購入、売却、処分、その他の処理から直接又は間接に生じ、又は外国貿易業務に関して生ずる損失、費用、損害、又は経費を負はしめることを得ない。

(チ)貿易庁の人事は顧問及び参与を含め局長以上の任命は総て連合軍最高司令官

の承認を要する。1945年12月日付終戦連絡中央事務局宛覚書第1176号添付書類に掲げる人員に関しては近日中に助言を与える。

3.貿易庁設置に関する1945年12月14日付勅令第70号及びこれに関するその他の法律、命令及び規則は左の諸項を執行し得るよう改正すべし。

(イ)貿易庁は「輸出準備申請」又は「輸出のための引渡申請」の承認によるか又は連合軍最高司令官の発する命令によって許可があったときに限り輸出品を購入すること。

(ロ)貿易庁は連合軍最高司令官によって、入手可能となったすべての輸入品を受領すること。貿易庁は輸入品を受領に関する行為を他の者をして代行せしめることを得るも、連合軍最高司令官の別途指令なき限り所有権は日本政府に代り先ず貿易庁に属せしめるものとする。

(ハ)貿易庁は連合軍最高司令官の指示、及び正当な権限を有する日本政府代理機関の定めた許可及び政策に従って輸入品を処理し、移転し、受領すること。

(ニ)貿易庁は上記第2項の(イ)、(ロ)及び(ハ)を充分に実行するため総ての行為をなし、右に必要な全てのことを為す権限を与へらるべきこと。

(ホ)顧問は1箇年の期限を以て任命すること。

(ヘ)顧問は通常団体(顧問会)として且顧問の多数投票に基いて行動をし、顧問会議議事録はすべてこれを保管すること。貿易庁長官の重要事項については総て顧問は長官の助言を求めること。時宜により顧問は長官の求めに応じて、個々に又は委員会の委員として、運営事務の遂行につき長官を補佐すること。

4.輸入品配給委員会接に関する1945年12月14日付勅令第704号及び右に関するそ

の他の法律、命令及び規則は左の諸項を執行し得るよう改正すべし。

(イ)輸入品配給委員会は連合軍最高司令官の指示及び正当な権限を有する総ての日本政府代理機関の政策に矛盾せざるよう貿易庁及び正当な権限を有する政府代理機関に助言を与え、これを補佐すること。

(ロ)委員は貿易庁長官に助言を与え、これを補佐するに当たり単独に又は団体して行動することを得る。

5.1945年12月21日議会議事録第26号の(イ)によって設定された外国貿易支払基金は貿易庁の債務を賄ふに充分な額たることを要し、これに関する法律、命令及び規則は左の諸項を執行し得るよう改正すべし。

(イ)基金に繰入れた負債又は予算は連合軍最高司令官に報告すること。

(ロ)基金の使用は貿易庁に限られ、とくに連合軍最高司令官の別途許可ある場合の外、貿易庁の命により、上記3項の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)に掲ぐる行為を行うに当たり正当に生じた財政的負担の支払いにのみ支出するものとす。

(ハ)直接又は間接に輸入品の売却その他の処理によって貿易庁の受領する金額はすべて外国貿易基金に繰入れ、前記の目的のため貿易庁がこれを使用する。

(ニ)輸入品の配給又は輸出品の処理もしくは集荷の費用を賄ふため外国貿易支払基金から融通することを得ない。

(ホ)基金は直接たると間接たるとを問はず輸入品に対する如何なる補助金としても使用することを得ない。

6.本覚書に示す指示を履行するため貿易庁及び日本政府指定機関と連合軍最高司令部関係局課との直接連絡を茲に許可する。

7.本覚書の條項は連合軍最高司令官の指示する償還・返還又は賠償には適用しない。最高司令官に代って

- 副官B・M・フィッチ代将
(貿易資料出版社(1947)『昭和22年版 日本貿易経済年鑑』貿易資料出版社、33-35頁)
- (5) 西川博史・石堂哲也訳(1997)『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』、134-135頁。
- (6) このGHQによる「メード・イン・オキュパイド・ジャパン」に関するGHQの指令は以下である。
「**輸出品の商標に関する件**」
連合軍総指令部発日本政府宛覚書1947年2月20日付G400,16(47,2,20)ESS/FT(SCAPIN 1535)
1. 日本政府はこの指令受領の日より15日以後輸出向として準備するすべての商品の容器、包装に明らかな英文を以て「占領下日本製」(Made in Occupied Japan)なる文字を標示、捺印又はレッテルの貼付をなすために措置を講ずべし。
 2. 標示、捺印又はレッテルの貼付はすべて見易い場所になし、且商品の性質上出来る限り消えないよう、永久的になすことを要する。
- 最高司令官に代って
副官 ジョン・B・クーレー大佐
(貿易資料出版社(1947)『昭和22年版 日本貿易経済年鑑』貿易資料出版社、373頁)
- (7) 西川博史・石堂哲也訳(1997)『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』、165-169頁。
- (8) 西川博史・石堂哲也訳(1997)『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』、159-161頁。
- (9) 経済安定本部監修(1950)『ことしの日本経済』、28-30頁、西川博史・石堂哲也訳(1997)『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』、187-188頁、榎井義雄(1949)「日本貿易の現状と展望—単一為替レート設定に関連して」、29頁。
- (10) 通商産業省通商局監修(1951)『日本貿易年鑑 昭和25・26年版』、29-30頁。
- (11) 経済安定本部総裁官房調査課(1949)『転換期日本経済の実態』、21頁。
- (12) 通商産業省通商局監修(1951)『日本貿易年鑑 昭和25・26年版』、30頁。
- (13) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、11-13頁。
- (14) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、95-97頁。
- (15) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、135-141頁。
- (16) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、135-141頁。
- (17) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、144-145頁。
- (18) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、145-146頁。
- (19) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、147-148頁。
- (20) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、150-151頁。
- (21) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、213-216頁。
- (22) 有沢広巳監修(1975)『昭和経済史』日本経済新聞社、358頁。
- (23) 石原産業株式会社が主導した設立までの経緯については、石原産業(1956)『創業三十五年を回顧して』341-348頁、に興味深い記述がある。
- (24) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、239-246頁。
- (25) 日本工営(1981)『日本工営三十五年史』、83-88頁。
- (26) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、147-150頁。
- (27) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、147-148頁。
- (28) 賠償問題研究会編(1963)『日本の賠償』、172頁。
- (29) 東洋工業(1972)『1920-1970 東洋工業五十年史』、416頁、賠償問題研究会編

- (1963)『日本の賠償』、148-150頁。
- (30) 久保田豊・山口仁秋 (1967)『アジア開発の基礎を築く』、43-47頁、長塚利一 (1966)『久保田豊』、302-330頁。
- (31) 久保田豊・山口仁秋 (1967)『アジア開発の基礎を築く』アジア経済出版会、43-47頁、長塚利一 (1966)『久保田豊』、302-330頁。
- (32) 久保田豊・山口仁秋 (1967)『アジア開発の基礎を築く』、47-53頁。長塚利一(1966)『久保田豊』、331-344頁。
- (33) 久保田豊・山口仁秋 (1967)『アジア開発の基礎を築く』、47-53頁、長塚利一 (1966)『久保田豊』、331-344頁。
- (34) 関口末夫・松葉高司 (1974)『日本の直接投資』、86-87頁。
- (35) 日本輸出入銀行 (1963)『十年の歩み』、71頁。
- (36) 日本輸出入銀行 (1963)『十年の歩み』、72頁。
- (37) 日本輸出入銀行 (1971)『二十年の歩み』、252-255頁。
- (38) 日本輸出入銀行 (1963)『十年の歩み』、71-74頁。
- (39) 関口末夫・松葉高司 (1974)『日本の直接投資』93-96頁。
- (40) 松下電器産業 (1968)『松下電器五十年の略史』松下電器産業株式会社、309-310頁。
- (41) 丹野勲 (1994)『国際比較経営論—アジア太平洋地域の経営風土と環境—』、104-107頁。
- (42) 劉進慶 (1975)『戦後台湾経済分析—1945年から1965年まで—』、271頁、堀正幸 (2000)『松下の海外経営—台湾松下電器成長の軌跡—』、23-31頁。
- (43) 藤井光男他編 (1979)『日本多国籍企業の史的展開 下巻』8頁。
- (44) 日産自動車 (1983)『日産自動車50年史』、65-66頁、日産自動車 (1965)『日産自動車三十年史—昭和八年-昭和三十八年—』、465頁。
- (45) 日産自動車 (1965)『日産自動車三十年史—昭和八年-昭和三十八年—』、463頁、劉進慶・朝元照雄 (2003)『台湾の産業政策』、13-14頁。
- (46) 丹野勲 (1994)『国際比較経営論—アジア太平洋地域の経営風土と環境—』、110-114頁。
- (47) 東レ (1977)『東レ50年史』、168-169頁。
- (48) 日産自動車 (1983)『日産自動車50年史』、158頁。
- (49) 藤井光男他編 (1979)『日本多国籍企業の史的展開 下巻』8頁、藤井光男 (1971)『日本繊維産業経営史』372-373頁、松下電器産業 (1968)『松下電器五十年の略史』松下電器産業株式会社、310頁。
- (50) 日本の戦後賠償やODAに対する代表的な批判的研究として、鷺見一夫 (1989)『ODA援助の現実』岩波書店、などがある。

(参考文献)

- 赤沼貢 (1993)『輸出に賭けた暑い夢』東洋経済新報社。
- 有沢広巳・稲葉秀三監修 (1966)『資料・戦後二十年史』日本評論社。
- 有村広巳監修 (1976)『昭和経済史』日本経済新聞社。
- 賠償問題研究会編 (1963)『日本の賠償』世界ジャーナル社。
- 鷺見一夫 (1989)『ODA援助の現実』岩波書店。
- 藤井光男 (1971)『日本繊維産業経営史』日本評論社。
- 藤井光男他編 (1979)『日本多国籍企業の史的展開 下巻』大月書店。
- 樋口貞夫 (1986)『政府開発援助』勁草書房。
- 堀正幸 (2000)『松下の海外経営—台湾松下電器の軌跡—』同文館。
- 伊藤博一 (1963)『トンゲー・ロード—ビルマ場賠償工事の五年間—』岩波書店。
- 石原産業 (1956)『創業三十五年を回顧して』石原産業株式会社。
- 久保田豊・山口仁秋 (1967)『アジア開発の基

礎を築く』アジア経済出版会。
経済安定本部（1947）『経済実相報告書』経済安定本部。
経済安定本部（1948）『経済実情報告書』経済安定本部。
経済安定本部（1949）『経済現状の分析』経済安定本部。
経済安定本部情報部編（1949）『ありのままの日本経済—1949年の経済白書—』北條書店。
経済安定本部総裁官房調査課（1949）『転換期日本経済の実態』国民経済研究協会。
経済安定本部（1950）『経済現状報告—安定計画下の日本経済—』経済安定本部。
経済安定本部監修（1950）『ことしの日本経済』北條書店。
経済安定本部貿易政策課編（1950）『各国の貿易制限措置』実業之日本社。
経済安定本部貿易政策課編（1951）『海外市場の分析と展望』北條書店。
経済安定本部貿易政策課編（1951）『海外市場の現況と日本貿易』東洋経済新報社。
経済安定本部編（1951）『経済白書—昭和26年度・年次経済報告』東洋書館。
経済安定本部編（1952）『経済白書—昭和27年度・年次経済報告』新聞月鑑社。
経済審議庁編（1953）『昭和28年度 経済白書』経済統計協会。
経済審議庁編（1954）『昭和29年度 経済白書』至誠堂。
経済企画庁編（1955）『昭和30年度 経済白書—前身への道—』至誠堂。
経済企画庁編（1956）『昭和31年度 経済白書』至誠堂。
経済企画庁編（1964）『戦後経済史（経済安定本部史）』大蔵省印刷局。
経済審議庁編（1957）『昭和32年度 経済白書—速すぎた拡大とその反省—』至誠堂。
経済審議庁編（1958）『昭和33年度 経済白書—景気循環の復活—』至誠堂。
経済審議庁編（1963）『昭和38年度 経済白書—先進国への道—』大蔵省印刷局。

海外建築協会（1980）『海外建築協会25年史』海外建築協会。
小林英夫（1983）『戦後日本資本主義と「東アジア経済圏」』お茶の水書房。
小林英夫（1992）『東南アジアの日系企業』日本評論社。
小林英夫（2001）『戦後アジアと日系企業』岩波書店。
松下電器産業（1968）『松下電器五十年の略史』松下電器産業株式会社。
松井清（1955）『日本貿易読本』東洋経済新報社。
長塚利一（1966）『久保田豊』電気情報社。
西川博史訳（1996）『GHQ日本占領史 第25巻 賠償』日本図書センター。
西川博史・石堂哲也訳（1997）『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』日本図書センター。
日本工営（1981）『日本工営三十五年史』日本工営株式会社。
日本工営（1994）『虹を架ける男たち—開発コンサルタント戦士の回想I—』国際開発ジャーナル社。
日本輸出入銀行（1963）『十年の歩み』日本輸出入銀行。
日本輸出入銀行（1971）『二十年の歩み』日本輸出入銀行。
日本経済新聞社編（1967）『資本自由化と日本経済』日本経済新聞社。
日本貿易振興会（1971）『1971年版 海外市場白書』日本貿易振興会。
日本貿易振興会（1973）『わが国海外投資の現状—海外市場白書・1973』日本貿易振興会。
日本紡績協会（1962）『戦後紡績史』日本紡績協会。
日本鉄鋼連盟（1959）『戦後鉄鋼史』日本鉄鋼連盟。
中岡三益（1981）『戦後日本の対アジア経済政策史』アジア経済出版会。
日本労働研究機構編（1992）『台湾の労働事情と日系企業』日本労働研究機構。
西和夫（1970）『経済協力—政治大国日本への

道一』中央公論社。
日産自動車（1965）『日産自動車三十年史—昭和八年—昭和三十八年』日産自動車株式会社。
日産自動車（1983）『日産自動車50年史』日産自動車株式会社。
大蔵省財政室（1984）『昭和財政史 終戦から講和まで』東洋経済新報社。
岡野鑑記（1958）『日本賠償論』東洋経済新報社。
劉進慶（1975）『戦後台湾経済分析—1945年から1965年まで—』東京大学出版会。
劉進慶・朝元照雄編著（2003）『台湾の産業政策』勁草書房。
坂井秀吉・小島末夫編（1988）『香港・台湾の経済変動成長と循環の分析』アジア経済研究所。
隅谷三喜男・劉進慶・徐照彦（1988）『台湾の経済典型NIESの光と影』東京大学出版会。
施昭雄・朝元照雄編著（1999）『台湾経済論』勁草書房。
関口末夫・松葉高司（1974）『日本の直接投資』日本経済新聞社。
藤井光男（1971）『日本繊維産業経営史』日本評論社。
通商産業省編（1951）『昭和26年 通商白書—わが国貿易の現状について—』通商産業調査会。
通商産業省通商局監修（1951）『日本貿易経済年鑑 昭和25・26年版』貿易資料出版社。
通商産業省通商局通商調査課（1953）『昭和28年 日本貿易の現状』通商産業調査会。
通商産業省編（1954）『昭和29年 日本貿易の現状』通商産業省。
通商産業省編（1955）『昭和30年 通商白書—日本貿易の現状—』通商産業調査会。
通商産業省通商局通商調査課（1956）『日本貿易の展開—戦後10年の歩みから』商工出版社。
通商産業省企業局編（1973）『日本企業の国際的展開—わが国企業の海外事業活動調査報告書』大蔵省印刷局。
高見重義（1950）『貿易再建の基本的構想』日本経済新聞社。
橘弘作編（1962）『東南アジアの機械市場—輸

送機械需要と国際競争関係—』アジア経済研究所。
谷浦孝雄編（1988）『台湾の工業化—国際加工基地の形成』アジア経済研究所。
東レ（1977）『東レ50年史』東レ株式会社。
東洋工業（1972）『1920-1970 東洋工業五十年史』東洋工業株式会社。
梶井義雄（1949）「日本貿易の現状と展望—単一為替レート設定に関連して」（『中央公論 昭和24年4月号』）。
丹野勲（1994）『国際比較経営論—アジア太平洋地域の経営風土と環境—』同文館。
丹野勲（2017）『日本企業の東南アジア進出のルートと戦略—戦前期南洋での国際経営と日本人移民の歴史—』同文館。
丹野勲（2018）『戦前の南洋日本人移民の歴史—豪州、南洋群島、ニューギニア』御茶の水書房。
渡辺利夫・朝元照雄編著（2010）『台湾経済読本』勁草書房。
若槻泰雄（1991）『戦後引揚の記録』時事通信社。
山本剛志（1988）『日本の開発援助』社会思想社。